

第16日目（9月16日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで議席番号16番・寺口友彦君に対し保留していた答弁について、財政課長から報告を求められておりますので、これを許します。財政課長。

○財政課長 それでは、寺口議員の保留させていただきました回答につきまして説明をさせていただきます。まず、普通財産売払いの件でございます。決算資料と財産に関する調書の件数が合っていないという件につきましてですが、最初に決算資料の8ページ、上から2つ目の（2）の表ですが、普通財産売払い件数4とありますけれども、大変申しわけありません、これも1件、法定外公共物のほうに集計されていたものがありまして、普通財産売払いは全部で5件という形になります。面積が2,561.66平方メートル、それで金額が1,772万円ということになります。よって、法定外公共物は1件減りまして13件の885.15平方メートルで、452万1,000円が正しい形になります。大変申しわけありませんでした。

それと、財産に関する調書のほうですが、こちらは管理登録システムのデータがもとになっております。15ページの旧学校給食センター用地、旧上原町営住宅用地、そして16ページの東部土地改良用地の3件に間違いはありません。決算資料の5件からすると2件不足なわけですが、1件につきましては預かり財産のためシステムに登録がなく、ここに出てこなかったということになります。それともう1件の不足につきましては、もともとは赤道等で改良等により残地になったと推測できる土地で、これもシステムのほうに登録をされていなかったために出てこなかったというのが原因になっております。普通財産が5件ということで訂正をさせていただきます。おわびを申し上げます。

山田議員の質問等に対する答弁にもありましたけれども、まだ残地等できちんと管理されていない土地というのも多少あるといったのが現状でございます。今後はさらに財産台帳の精査に努め、売却できるものは情報提供しながら整理していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

それともう1件でございます。消防庁舎建設費の湯沢町負担分ということですが、最初に交付税参入のちょっと考え方について説明を申し上げます。湯沢町に対する交付税参入分という考え方につきましては、過去の広域時代のときの整備事業において、湯沢町の負担分も含めて記載しております。それが合併によって湯沢を別にして3町一緒になってくっついたということで、湯沢町の公債費負担分について、湯沢町が交付税交付団体と仮定した場合の基準財政需要額への参入分について、不交付団体であったときは2分の1を湯沢町に戻していたという形になりまして、平成24年度に交付税交付団体になってからは、交付税参入分の全額を持つということになったものであります。

対象となっている起債は、現在は可燃ごみと消防が若干ということになっておりまして、全額の 3,493 万 4,000 円が湯沢分ということになりますけれども、このうちの消防が占める部分は 15 万 6,000 円とわずかになっております。消防庁舎建設費のほうには直接は影響ありませんで、それぞれの事業別の公債費負担分の差し引きという形になっております。

それで、消防庁舎の負担分ということですが、本署につきましては平成 21 年度の実施設計から建設費を分けて 18%の負担となっております。本署につきましては平成 24 年度完成まで湯沢町との案分対象額は 9 億 5,120 万 5,000 円ということで、湯沢町負担額は 1 億 7,121 万 7,000 円となります。訓練棟につきましては、平成 24 年からで案分対象経費が 1 億 8,371 万 5,000 円で、湯沢町負担額は 3,306 万 9,000 円です。この案分対象額と言っておりますのは、土地購入費等は案分対象になっておりません。それでこれは引き算されております。運営費につきましては負担率が毎年少しずつ変わっておりますが、大体消防費の運営費は 29.5 から 6%程度が湯沢町負担率となっております。毎年 2 億 6,000 万円から 7,000 万円ぐらいの額になっております。以上です。

○議 長 本日の日程は一般会計決算審議とし、第 67 号議案、平成 25 年度南魚沼市一般会計決算認定についての歳入に対する質疑を続行いたします。4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。14 日は大和地区ではワインまつり、そして 14、15 日と若宮八幡宮の大祭が盛大に開催されました。ありがとうございます。それでは 82 ページの南魚沼広域有機センター土地賃借料について、ちょっと歳入という観点から若干外れていたら申しわけございませんが、1 点質問をさせていただきたいと思っております。

やはり、当初の目的というか、循環型農業を推し進めるという中で、堆肥が大分過剰気味という話を伺ったり、そしてまたことしはもみ殻も受け入れを断るという通知が来たりしています。順調に当初の目的どおり有機センターが今後も続行できるかという観点で、ちょっと質問させていただきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 有機センターの土地賃借料につきましてはご覧のとおりですが、現状では議員ご指摘のとおり、家畜のほうの飼料といえますか、もみ殻のほうがちょっと多くあったりということで、肥料としてきちんとした製品ということを維持していくために、もみ殻もストックがもう満杯になってきているということです。堆肥のほうとしましては、現状では順調とまではいきませんが需要もございまして、家畜の糞尿の材料といえますか、それが頭数も少なくなったということもあつたりするものですから、材料の関係で少し、品質をきちんと保持していくという意味から大変な現状ではあるとは聞いておりますけれども、今後もそれについては、特に現状では心配をしている状況ではございません。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。17 ページの個人市民税のことについてお伺いします。納税義務者のほうが平成 24 年度より 200 人ほど増えていまして、調定額と単純に割り算をし

すと、個人分も平成 24 年度よりは高くなっているわけですがけれども、この高くなっている意味がちょっとわかれば教えていただきたいのと、また法人税では税率改正で下がってはいるのですけれども、25 社、平成 24 年度より減っています。これがどういうふうに、企業の倒産だったりするのか、その意味を教えていただきたいと思います。

そしてたばこ税でございますけれども、県のほうから地方へということで県の分がこちらに来たのかとも思うのですけれども、周りを見るとたばこをやめている人は非常に増えています。吸っている人は増えてはいないと思うのですが、その辺が県の改正によってこうなったのかというところがつかめているかということです。

やはり人数のほうが平成 24 年度より、ついに平成 25 年度は 6 万人を切ったわけでございますけれども、出生の届け出、死亡の届け出、転入・転出等、人口の減るような要素が平成 24 年度よりかなり多いふうに見受けられますけれども、これについてどういうふうに今後施策を打っていくのか。市長、また担当部のほうから施策があったら教えていただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 個人市民税の均等割分ですけれども、こちらにつきましては平成 26 年からは震災の関係の 500 円の増税になっておりますけれども、平成 25 年分につきましては自然増、均等割の課税の所得までの方が増えたということだろうと考えております。それから法人につきましては、均等割のほうの納税者数が多少は減ってきております。これにつきましても大幅な減ということにはなっておりませんので、特に業界的にどこかが調子が悪かったとそういうことではないと考えております。

たばこにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、県からの移譲分になっております。こちらのほうの影響が 12.5%分ぐらいではないかと考えております。あと喫煙人口の減、それからそのほかのもので約 2%程度減ってきているのではないかなと考えております。

それから、出生数のほうが少なくて人口が減少しているわけですが、これについてはもう間違いのない数字です。こちらにつきましては今後もこの現象は、減っていくだろうということで予測をされておまして、それに合わせて個人納税者数が減ってきますので、個人市民税のほうも減ってきます。ということ予測しているところですし、本当にこれについては全国的な問題ではありますけれども、税収、歳入の減ということが、確実に個人の人数が減ってきますと打撃になってきます。収入の確保の点から、大変、市でも一番の問題になっているところですが、人口減少に対するこれを、減少することはもう間違いなしですが、いかに減少幅を少なくしていくかということは、これからの一番の課題だと考えております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 番、2 番のほうはわかりました。3 番目のたばこ税ですけれども、多分コンビニというのは、ここでは余り税としては落ちないように伺っておりますけれども、タスポというか買いつらいたばこになっていまして、コンビニで買う方が多分ほとんどになっているので、その辺をコンビニ業界に言っていっていただければ、またこの辺の財源が一般財源になりますので、上がってほしいと思います。これは要望で終わります。

人口の減少ですけれども、しっかりその辺のほうもどうやっていくかというのは、我々もそうですけれども、考えていっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 何点か質問させていただきます。まず1点目は30ページ、ちょっと下側のほうの観光交流拠点使用料についてと、関連するかどうか質問させていただきますが、昨年この今泉記念館の一角を利用して湯沢病院の診療所を開設したわけですが、これについての使用料あるいは借地料と貸地料ですね、どこかに入っているかと思って探したのですが、ちょっと見当たらなかったもので。建物を貸しているということになるかと思いますが、その辺のところの取り扱いと、あとほぼ1か年経過しているわけですが、診療所の状況を、南魚沼市の管轄ではないかもしれませんが、どのように捉えているかお聞かせをください。

それから、48ページと50ページ、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金ということで、臨時とそれから50ページにはこれが多分もとのやつでしょうか、2か所計上されているのですが、これについて歳入歳出決算資料の48ページに細かく記載されております。それで、こういう事業をやられたということは理解できるのですが、雇用創出に本当に役立ったかどうかは歳出のほうでまた改めて伺いするとして、2点伺いをしたいと思います。

1つ目は基金事業だということですが、この件の財源についてちょっと私わからない部分もありますので説明してください。どのくらい基金が残っているのかというものもわかればお教え願いたいと思います。

それであと資料の48ページに記載されている事業、直接雇用と委託事業と2つに分けられていますけれども、委託事業の中には大分イベント関係で使われている部分もあるのかなと推察します。この事業を行うに当たって決定過程というものを簡単でよろしいので説明を願いたいと思います。こちらからこうしたいのだけれども、お金をくださいよという内容なのか、それのところですか。以上お願いいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 それでは、最初の質問のゆきあかり診療所の建物貸付料の部分だけ回答させていただきます。財産貸付料ということで、昨年10月から6か月分ということで月3万7,200円をいただいて収入になっております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず緊急雇用の関係でございますけれども、財源としての基金というご質問でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので後ほど調べてお答えをさせていただきます。

いわゆる直接の部分と委託の部分ということでございますが、資料でご覧のとおり事業ということでやっているわけですけれども、一応これにつきましては各事業者も含めまして手挙げ方式といいますか、相談を受けてこういう事業に取りかかりたい、取り組みたいということがありますと、その基金事業の手を挙げて、そちらのほうで審査をしていただいて、採択になってということであればそこに予算がつくということです。これは年度当初、前の年から手挙

げをしているという部分もございますし、年度に入って基金のほうから募集といいますか再度要請が来て、こちらのほうで今までの経過の中で相談を受けていたりということがあれば、こちらのほうに話をさせていただいて申請を上げるということでやっております。以上です。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 建物貸付料はわかりました。先ほど2項目質問したのですけれども、後半のほうの、当然南魚沼市民がこの診療所にほとんど行っていることになると思います。お世話になっているわけですが、それのところのある程度の状況というのを捉えていたらお教えくださいと質問したのですが、その辺のところはどうでしょうか。もう1回お答えをお願いしたいと思います。

それと緊急雇用についてですが、そうすると、市内各事業者を中心としてこういう基金事業がございますということで募集をして、それに県のほう基金を管理するところで、これならオッケーだと、そういう採択をいただいた事業にのみ来るというふうな理解でよろしいわけですね。以上をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 失礼しました。1番目のゆきあかり診療所の利用状況ということですが、これは私どもが直接担当している診療所ではありませんので、細かい数字等につきましては把握しておらないのですけれども、市の事業をお願いしているということがありまして、時々伺って状況を確認させていただきます。

立地条件としましてお年寄りが気軽に歩いて通える条件にありませんので、その辺のところはちょっと伸び悩んでいるということがありますが、車でおいでいただく方につきましては、徐々に受診数が増えている。去年の当初、始まった頃は10数人ということでしたけれども、徐々にそれは伸びつつあるという話を聞いています。そのほか南魚沼市でも、例えば予防接種ですとか、あとは乳幼児の健診等につきましても徐々にお願いして、市の事業には関係、貢献していただいているという状況になっていきますので、市としましては徐々にお願いできて、有効に活用させていただいているという状況です。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 産業振興部長です。基本的には募集をしてということですが、事業内容によって例えば観光関係、あるいは既にずっと何年か続けているいわゆる猿とかそういったことでもありますし、そういったところは団体の皆さんに直接お話をさせていただいたりということですので。あるいは市が協賛しているいろいろなイベント等を行っている団体があるわけですが、そういったところにこういった基金事業でということで案内をさせてもらっているということで、いろいろな形態がございますけれども、いわゆる業界団体のほうにもまたお願いをしたりということもございます。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 触発されましたので、1つお願いします。32ページですが、真ん中辺にセミ

ナーハウスの使用料という項目がありまして、これは多分塩沢中学の隣のセミナーハウスだと思うのですが、ということでもよろしいでしょうか、はい。それで7万5,400円ということで収入があがっていますが、この1年間の収入の中身ですね、活用の中身をまず教えてもらいたいのと、あそこはかつて塩沢中学校の寄宿舎だったわけでありまして、今後の積極的な活用方針、拡充に向けた方針、2点をひとつお聞かせいただけたら。

○議 長 教育部長。

○教育部長 塩沢セミナーハウスにつきましては、宿泊が325人それから日帰りが194人の、519人が利用しております。前は確か塩沢の寄宿舎みたいな形で使っていたのですが、建物がちょっと古くなってきたということで年々利用者が減っておりますが、非常に貴重なセミナーハウスというか安く合宿ができるということですので、今後についてはさらに活用、PR等をしていきたいと考えております。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 現在やっているかどうかわかりませんが、塩沢小学校の高学年の皆さんがお泊り会みたいな形で、もう10年くらい前でしょうかやっていたのです。そういう小学生対象のお泊り体験ではありませんが、皆で食事をつくってやるようなそんなことは今やられているのか、またその辺を教えてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今のところはそういうことはやっていないと思いますので、今後、各小学校に安く宿泊できるそういう施設がございますので、今後利用していただきたいということでPRをしていきたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 歳出の審議に入ります。歳出の審議は各款ごとに行います。なお、これからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部課長等は平常業務に就いていただいて結構です。

○議 長 歳出第1款議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長 それでは議会費についてご説明いたします。決算書91、92ページをお開きください。1款1項1目議会費でございます。平成25年度決算額1億7,980万円は、対前年度比約661万円の減、率にして3.5%の減となっております。目内の主な増減要因は、4節における議員共済会負担金が533万円ほど減少したこと、9節旅費において委員会管外調査日程が各委員会2日間日程であったことを主因とする旅費の減が約87万円、3節において議員改選に伴い期末手当支給率調整により約147万円の減であります。一方増加したものは消耗品、印刷製本費を中心とした事業費約58万円が主なものとなっております。相対的に平成25年度当初予算に計画いたしました内容で決算となっていることを冒頭申し上げます。

それでは、支出目的及び支出内容は前年度、平成 24 年度と同様でありますので、見開き右側の 92 ページ備考欄の丸の費目ごとに額相違点を主体にご説明申し上げます。最初の丸、議会一般経費 673 万円でございますが、前年度比 47 万円の減となっております。この主な要因としまして、費用弁償から参考人等旅費の減、4 つの合計で約 87 万円の減となっております。また、会議録作成委託料の実績減による委託料の 25 万円減に対しまして、改選による支給消耗品等に係るもの及び印刷製本費の増により事業費が 58 万円ほど増加したこと等によるものであります。食糧費は視察来訪者へのお茶等であります。平成 24 年度、前年度であります。8 件 47 人の視察来訪者に対し、平成 25 年度は 13 件、136 人と大幅に増加したことによる約 2 万円の増であります。印刷製本費は主に議会だより発行経費ですが、改選による臨時号を発行したこと、印刷単価が微増したことにより、対前年度比 33 万円の増となりました。研修会等負担金については当初予算に計上がありませんでしたが、総務文教委員会の管外調査先から資料代として 3 万 6,000 円の請求を受け、92 ページ下から 2 行目の市議会議長会各種負担金から節内流用により予算を捻出して支払ったものであります。

次に 2 つ目の丸、議員報酬等につきましては、決算額 1 億 6,931 万円、対前年度比 628 万円の減、率にして約 3.6% の減となっております。議員報酬 9,564 万円は 52 万円の増となっておりますが、前の年である平成 24 年度に議員の欠員期間があったこと等によります。議員期末手当はご承知のように基準日現在における在職期間により支給率が変化いたします。改選による初当選議員の 12 月支給期末手当に 100 分の 30 を掛けての支給のため、前年度比 147 万円の減、25 年度予算額と決算額で 83 万円の差が生じました。議員共済会給付費負担金は、前年度総務省令により提示される率により、公費で納付するものであります。平成 24 年度、100 分の 57.6 が平成 25 年度、決算年度では 100 分の 51.9 で 5.7 ポイント減少したことにより 533 万円の減少となりました。

3 つ目の丸、議会補助・負担金事業であります。375 万円の決算となりました。対前年比 14 万円の増となっております。特豪協とその下の森林環境税負担金は、前年度と同額であります。政務調査費につきましては、前年度比 5 万円の増となっております。満額ですと 312 万円ですが、清算により約 9 万円の返納となりました。なお、ご承知のように決算前年度の平成 24 年 9 月 22 日から同年 11 月 18 日までは、1 名の欠員状態でありました。市議会議長会各種負担金は、前年度比 9 万円の増となりました。これは議長会等出席人数に課金される参加者負担金を平成 24 年度まで議長交際費から支出していたものを、平成 25 年度から 19 節負担金に計上したことによります。なお、平成 25 年度は南魚沼市において新潟県市議会議長会の定期総会及び中越地区市議会議長会の開催地となり、開催地特別負担金を 13 万円ほど予算計上しておりましたが、やりくりにより特別の負担をせずに開催ができ、先ほど説明いたしました研修負担金節内流用 3 万 6,000 円を減額としても、9 万 4,000 円の執行残とすることができました。最後の湯沢町との協議会は前年度と同額となっております。

簡単ですが、以上で議会費の歳出説明を終わります。

○議長 議会費に対する質疑を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第1款議会費に対する質疑を終わります。

○議長 第2款総務費の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第2款総務費についてご説明を申し上げます。決算書のほか決算資料、主要な施策の成果の概要でございますが、の4ページから13ページまでにも総務費部分の記載がございますのでよろしくお願いいたします。決算書のほうは事業別に編集をさせていただいております。したがって、主に備考欄の丸印の事業費別にご説明をさせていただきます。

まず93、94ページでございます。1項総務管理費1目一般管理費でございますが、支出済額の欄で前年度に比較、2億5,190万円ほど減の51億4,998円ほどの決算でございます。前年度比較減額及び3,300万円ほどの不用額につきましての主なもの、職員費でございます。人件費比率につきましてもご覧になっているかと思いますが、速報値14.6%で前年度に比べ0.6ポイントほどの低下となっている状況でございます。

備考欄の予備費充用でございます。行政共通事務費に充用させていただいたもので、1行目が94ページの備考欄上から7行目の顧問弁護士報酬に、兼続通りの立像に係る損害賠償訴訟、最高裁上告の部分に充用したものでございます。訴訟の結果は上告棄却ということで結審しております。2行目は、次の95、96ページの備考欄上から3行目のコピー機使用料の不足分に充用させていただいたものでございます。

それでは、備考欄の丸、行政共通事務費でございますが、支出済額で9,299万円ほどでございます。平成25年度は94ページ備考欄の一番下及び96ページの備考欄、職員費の上の行にございます電子入札システムの導入で、前年度比較1,269万円ほどの増となりました。そのほか固定資産評価審査委員会委員報酬以下、共通する経費につきましては、先ほど申し上げましたようにコピー機使用料の増など各項目では増減はございますが、ほぼ例年並みの支出でございました。

95、96ページをお願いいたします。中ほどの丸、職員費でございます。前年度比較2億6,585万円ほどの減で49億8,603万円ほどとなっております。産業医としてお願いしております中之島診療所長の富永先生への報酬や、市長をはじめとする一般会計からの支弁職員で、650名分の給料・手当等のほか職員研修費などを主なものとするものでございます。平成25年度は前年度に比較して14名の減員がございました。それと7月からことしの3月まで給与減額措置もありまして、給料・手当等の給与費の減が前年度比較減の主なものでございます。なお、給与費につきましては決算書の361、362ページのほうへ目的別給与明細として記載されていますので、合わせてご覧いただければと存じます。

めくっていただきます。97、98ページでございます。上から3行目の丸、行政区の事業費でございます。支出済額は6,527万円余りでございます。主な部分は行政区への交付金6,292万円ほどでございますが、外国人に係る住基法の改正等の関係で若干増となっております。次

の丸、式典事業費は昨年5月3日に開催いたしました成人式に係る経費でございます。平成25年度には581人の新成人の皆さんから出席をいただきました。次の丸、表彰事業費は20万円ほどでございますが、昨年の10月1日に実施いたしました市の表彰条例に基づく表彰に係る支出でございます。被表彰者は10人でございます。次の丸は本年2月4日に開催いたしました、特別職報酬等審議会に係る経費の支出でございます。次の丸、防犯対策費でございますが、防犯灯の維持に係る部分の支出でございます。主なものは防犯灯の電気料でございます。一番下の丸は、次の99、100ページにわたっておりますが、それぞれ市が会員等になっております団体に対する負担金でございます。

99、100ページをお願いいたします。2目の広報広聴事業費でございます。1,510万円ほどの支出でございます。ほぼ前年並みの支出でございます。主な支出項目は、1日と15日に発行いたします市報、その間また予算特集号などの印刷費954万円ほど。広告料としてはFMゆきぐにでの放送利用でございます。及びウェブサイト編集、ホームページの市の公式ウェブサイトの編集システム使用料375万円ほどでございます。次の丸、市政モニター事業費は、モニターの方を37人をお願いしております。アンケートを実施した際の謝礼でございます。次の負担金につきましては記載のとおりでございます。

3目は電算対策事業費でございます。支出済額の欄で前年度比較3,358万円ほど減の2億2,960万円ほどでございます。増減の主なものでございますが、前年度に実施いたしました自動交付機3台のシステム改修、大倉・津久野地区での地上デジタル化工事補助でございます。辺地共聴施設整備事業の完了減、それから総合行政システム事業費、電算システム改修等事業費の減、高速インターネット運営事業費の増等でございます。備考欄、上段1行目の予備費の充用700万円でございますが、ただいま申し上げましたように高速インターネット運営事業費の光ファイバーケーブルの支障移転工事委託料で充用させていただいたものでございます。

平成25年度は道路工事等に伴います電柱・電話柱の大規模移転や電話柱・電柱の老朽化による支障移転が大変集中いたしました。したがって、この予備費充用のほかにも1,300万円を補正追加させていただいておるところでございます。事業費別に申し上げます。丸の電算情報管理一般経費は1,412万円ほどでございます。パソコンに係る共通費の部分でございますが、光ファイバーケーブル通信のサービス提供会社をNTTから東北電力グループの会社に変更したことによりまして、次のページ、101、102ページの備考欄上から2行目、光ケーブル使用料の減額を主にいたしまして前年度比較517万円ほど減となっております。

101、102ページをお願いいたします。上段3行目の丸、総合行政システム事業費でございます。8,571万円ほどの支出でございます。基幹系と申します税務、住基、健康管理事務等のシステムの部分でございます。最初に申し上げましたが、事業費各費目の下から2行目の電算システム改修等事業費で前年度実施の住基法改正に伴う住民情報系システム改修が減となっております。1,972万円ほどの減の決算でございます。次の丸、内部情報システム事業費でございますが、7,444万円ほどの支出でございます。庁舎内それから出先施設内で稼働しております申請、人事、財務、庁内LAN、学校ネットワークといったパソコンシステムに係る経費でございま

す。

昨年度は今泉記念館それから総合支援学校などの導入がございまして、その端末がリースに移行したことによりまして、備考欄中ほどのパソコンリース料の増及びその2行上にございまして、システムの保守委託のバージョンアップに伴う増を主なものとしまして401万円ほどが増となっております。下のほうに行きまして住民基本台帳システム事業費でございまして、これは住基に係るカード発行機器等の保守委託及びリース料でございまして、

めくっていただきまして103、104ページをお願いいたします。備考欄1行目の機械リース料で前年度比較138万円ほどの減となっております。これは声帯認証機器の導入をすることがございまして、それに合わせてネットワークシステム機器のリース開始期を遅らせたことによる減額でございまして、次の丸、高速インターネット運営事業費は4,347万円の支出でございまして、市内の光ケーブル網整備に係る運営部分でございまして、上から3行目の道路工事等による支障移転工事委託、その下、電柱、電話柱の共架料が主なものとなっております。

先ほど予備費充用の部分で申し上げましたとおり支障移転件数が、NTTそれから東北電力の電話柱、電柱の老朽化に伴う建てかえが81件となっております。それを主にしまして、前年度支障移転件数41件から平成25年度は119件の件数ということで大幅増になっておりまして、移転工事委託料が1,888万円ほど増となりまして、委託料だけで3,072万円の支出となっております。なお、光ファイバー施設の貸付料、移転補償費といったものでございまして、歳入の部分にございまして、平成25年度は3,416万円ほどとなっております。

次の丸、GISシステム事業費でございまして、保守委託等、運営部分に係る経費でございまして、前年度と比較しまして若干減の421万円ほどとなっております。その下の補助・負担金事業は記載の内容でございまして、下段の表は4目車両集中管理費でございまして、本庁それから塩沢・大和のセンター、出先等の車両等199台の管理に要する費用でございまして、1億2,051万円ほどの支出でございまして車両購入費の前年度比較増を主なものといたしまして、前年度比較2,242万円ほどの増でございまして、備考欄記載の予備費でございまして、1行目が事故に伴う公用車の修繕料、車両一般経費になりますが、その修繕料に充用したものでございまして、2行目もこれも公用車の交通事故に伴うものでございまして、備考欄、次のページになります車両運行経費の上から7行目になりますが、自動車損害賠償金に充用させていただいたものでございまして、

103、104ページをお願いいたします。下段のほうの丸、車両管理一般経費でございまして、4,331万円ほどでございまして、ただいま申し上げました予備費充用の部分で修繕料の増を主にしまして328万円ほどの増でございまして、最下段の丸、車両運行経費5,178万円ほどでございまして、めくっていただきまして次のページをお願いいたします。備考欄記載のように燃料費、自賠責、任意保険料などのほか、旧来の公用車のリース料を主な経費の内容とするものでございまして、管理台数の増に伴います燃料費、保険料等の増のほか、これも先ほど申し上げました予備費充用の部分での損害賠償金の増等で311万円ほど増となりました。

次の丸、車両等購入費でございまして、リース車、普通車が1台、バス1台でございまして、

2台の買い取り分を含めまして普通車8台、軽自動車8台の計18台購入で2,544万円ほどの支出でございます。その下でございますが、車両管理補助・負担金事業は記載のとおりでございます。次の5目会計管理費のほうへ移らせていただきます。備考欄の丸、会計管理一般経費でございますが、繁忙期におきます臨時職員賃金の皆増もございましたが、記載の内容ではほぼ例年並みの支出となっております。74万円ほど不用額の部分が出ておりますが、その内容につきましては公金取り扱い、収納データ作成手数料等が主なものとなっております。

最下段になります。6目財産管理費でございます。基金費におきます前年度の合併振興基金積立16億1,590万円がございましたが、その部分は皆減となりましたけれども、合併振興基金運用繰替分の利子積立、そのほか運用分の積立金を企画費から移行いたしまして、歳入の部分でも申しあげました減債基金積立、地域の元気臨時交付金の財調基金積立の皆増によりまして、前年度に比べ3億5,946万円ほどの減でございます。

備考欄の予備費充用は110ページからの普通財産費、具体的には112ページの備考欄の中ほどでございます物件除却工事費、それからその下の施設修繕工事費に充用させていただいたものでございます。内容といたしましては、物件除却工事のほうが市有地の売り払いに際しまして地下埋設物が出てきた次第でございます。内容はコンクリート基礎残、それからたたきの残物ということでございまして、売却に当たりまして除却したものでございます。その下の施設修繕は、今、六日町郵便局に貸している八幡の施設がございまして、現在もまた貸し付けを継続することになりましたが、外壁が大変老朽化により剥離状況もございまして、貸し付けに当たって予備費を充用させていただいて修繕工事に充用させていただいたものでございます。

それでは106ページの備考欄、庁舎管理費からご説明申し上げます。1億254万円ほどの支出でございます。内容は次のページ、107、108ページ、その次の109、110ページに記載のとおりでございます。3庁舎分の経常の管理に当たる経費部分でございます。戻って106ページの備考欄の一番下の行、修繕料それから次の107、108ページ備考欄1行目の電気料、それから次の110ページの中ほどでございます本庁舎の冷房機の修繕工事498万円などの増によりまして、前年度比較798万円ほど増となっております。

109、110ページをお願いいたします。備考欄の中ほどの丸、庁舎整備事業費でございますが、大和庁舎の車庫新築工事、大和・塩沢庁舎の電話交換設備更新工事などの実施で前年度比較3,845万円ほど増の4,768万円ほどの支出でございました。その下の丸、普通財産管理費でございますが、次の111、112ページにわたってございます。皆さんのほうへ配付してございます財産調書記載の普通財産の管理に係る経費の執行でございまして、725万円ほどで決算しております。

112ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほど予備費の充用で申しあげました中ほどの物件除却費、施設改善工事費等の増がございました。そのほか、その下にございます土地売却地元交付金につきましては、塩沢地域の太田区土地を売却したものの地元交付金でございます。これも皆増でございます。その下、返還金でございますが、これは補正のときにご説明申し上げたところでございます。石打駅前の私有地の売買予約契約を解約ということになりました。

て、それに伴う返還金でございます。

次の丸、ウッドタウン八色団地費 51 万円余りでございます。団地の消雪パイプの電気料の經常でございます。その下、基金費でございますが、財政調整基金に利子分の積立 466 万円ほどのほか、先に申しあげました減債基金、合併振興基金、地域の元気臨時交付金の積立で、前年度比較 4 億 177 万円ほどの減の 12 億 1,972 万円ほどの支出でございます。減額の事由は前に申しあげました合併振興基金の平成 24 年度の積立部分の皆減でございます。なお、年度末ではなくて平成 26 年 5 月決算時のそれぞれの基金残高につきましては、総括説明でも申しあげましたが財産調書の 42 ページのほうに記載がありますので、後ほどでもまた参考にしていただければと存じます。

最下段の企画費でございます。先ほど基金費で申しあげました企画一般経費の合併振興基金の繰りかえ運用分の積立部分を基金費に移行いたしましたので、前年度比較 6 億 1,557 万円ほどの大幅減となっております 9,185 万円ほどの支出でございます。備考欄の予備費 225 万円ほどでございますが、下から 3 番目の事業費の丸、集落振興事業費の集落集会所施設整備事業不足分に 206 万円余り、それから 115、116 ページの備考欄でございます。企画補助・負担金事業の部分、南魚沼地域連絡協議会負担金の不足部分に 18 万円余りを充用させていただいたものでございます。

それではまた 112 ページのほうをご覧くださいと思います。2 行目の丸、企画一般経費でございますが、先ほど申しあげました基金部分の移行減で大幅減となっております 184 万円ほどの支出でございます。

めくっていただきます。113、114 ページでございます。上から 4 行目、これは企画一般経費の部分でございますが、各種業務委託料でございます。美女旅のパンフ作成、それから若者まちづくり会議の運営委託で 176 万円ほどを支出してございます。次の丸、総合計画事業費 30 万円余りでございますが、総合計画審議会、地域審議会の経費でございます。その下の丸、行政改革推進事業費でございますが、記載の委員 5 名の報酬等でございます。次の丸、地域コミュニティ活性化事業費は 6,982 万円ほどの支出でございます。市内 12 地区への活性化事業支援及び活動拠点支援補助金で、平成 25 年度につきましては過年度分の積み残しに対応するため、地域活性化部分での追加配分それから開閉館時間等を統一するなど、活動拠点部分での交付金見直しによりまして前年度比較 1,160 万円ほど増となっております。

次の丸、集落振興事業費は 1,085 万円ほどでございます。宝くじ助成でございます一般コミュニティ事業補助金では市内の 1 地域団体の防犯灯整備に 250 万円、集落集会所施設整備補助金は田崎区の新築事業ほか 5 行政区の改修事業で、先ほど申しあげました予備費充用分を含め 835 万円の支出でございます。次の丸、交流事業費でございますが、184 万円ほどの支出でございました。交流会出演者謝礼、食糧費などは米沢の鉄砲隊関係のほか、姉妹都市交流部分の支出でございます。共済事業負担金は国際大学南アジア交流会との共催に係る部分の支出でございます。前年度は日欧協会との共催でセルデン交流、30 周年記念部分でございましたが、その部分が 100 万円ほどの皆減でございます。

115、116 ページをお願いいたします。上段の側、男女共同参画、企画補助・負担金につきましては記載のとおりでございますが、南魚沼地域協議会負担金 66 万円ほどが予備費充用部分でございます。次の下段の表、8 目地域開発センター及び公会堂費でございます。最初の丸、地域開発センター費はセンターの経常管理費部分の支出でございます。次のページにわたりますが、117、118 ページの備考欄、上から 2 行目、3 行目、修繕それから改修工事などで 288 万円ほどの増となっております、903 万円ほどの支出でございます。116 ページに戻っていただきまして、予備費の充用がございます。91 万円ほど充用させていただきましたが、大巻地域開発センターの学童保育の建物を取り壊したのがあります、その部分の改修工事の不足分に充用させていただいたものでございます。

それではまた 117、118 ページをお願いいたします。上から 4 行目の丸、公会堂費は 869 万円ほどの支出でございます。大崎農業会館、まほろば、うるおいの里三用の経常の管理費でございます、備考欄、ページの一番下の一般備品につきましては大崎農業会館での小型除雪機の購入でございます。

めくっていただきます。119、120 ページをお願いいたします。9 目バス運行対策費でございます。路線バス、市民バス、通園通学等のバス運行の執行経費でございます。支出額の欄で 1 億 5,170 万円余りの支出でございます、前年度からは 247 万円ほど増となっております。最初の丸、路線バス運行事業費は 4,458 万円ほどでございますが、前年度と比較いたしまして生活維持路線補助で 125 万円、低収益路線補助で 204 万円ほどが増となっております。次の丸、市民バス運行事業費は 1,110 万円ほどの支出となっておりますし、その下の丸、保育園送迎バス運行事業費は 2,655 万円ほどとなっております。地域ごとに増減はございますが、前年度並みの支出額でございます。その下の丸、通学バス等運行事業費 6,755 万円ほどでございます。六日町地域通学バス委託で、総合支援学校分の追加がございます、500 万円ほどの増となっております。最下段の丸、公共交通確保維持改善調査事業費でございますが、平成 25 年度は実施計画策定に係る部分での負担金 190 万円の支出でございます。ここで市民部長と交代いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは 121、122 ページをお願いいたします。2 項徴税费 1 目賦課徴収費についてご説明申し上げます。支出済額は対前年度 2,208 万円増の 7,949 万円です。増額となっている主な事業は固定資産適正評価事業となっております。備考欄最初の丸、賦課徴収一般経費、対前年度 44 万円減の 454 万円、預貯金調査手数料について次の賦課徴収管理費、滞納処分手数料から支出したことによるものが減額の原因となっております。

2 番目の丸、賦課徴収管理費、対前年度 237 万円減の 3,240 万円、市税収納嘱託員は 3 名で徴収に当たり、3,377 万円の実績を上げています。指定管理施設使用料は確定申告会場として市民会館を使用したものです。市税還付金及び還付加算金が 286 万円減少したことが主な減額の要因となっております。次の丸、賦課徴収システム管理費、対前年度 30 万円の減、1,077 万円。固定資産台帳管理システムがリースを終了したことによる減額となっております。次の丸、東

京事務所費、対前年度 16 万円減の 370 万円、市税収納嘱託員 1 名の報酬や事務所経費などとなっております。

次、めくっていただいて 123、124 ページ。固定資産税適正評価事業費は対前年度 2,546 万円の増で 2,806 万円。平成 27 年度評価がえ準備として標準宅地 378 地点の土地鑑定評価委託を行ったことによる大幅増となっております。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、対前年度 1,160 万円増の 2,640 万円。丸の戸籍住民基本台帳費、対前年度 15 万円増の 113 万円、臨時職員賃金が 14 万円増となっております。次の丸、戸籍住基システム管理費、対前年度 286 万円減の 1,070 万円。前年度行いました戸籍附票記載事項通知関連のシステム改修費 315 万円が皆減したことによる減額となっております。次の丸、自動交付機システム事業費、対前年度 773 万円減の 1,430 万円。今年度から 2 款 1 項 3 目から移動したことによりまして目全体の事業費増の主な原因となっております。前年度行いましたシステム改修事業 777 万円が皆減となったものでございます。次の丸、法律相談業務委託事業費は昨年度同額の 3 万円の決算になっています。法の日による合同相談会 1 回分の弁護士委託費です。

めくっていただいて 125、126 ページ。戸籍住基補助・負担金事業、昨年度とほぼ同じ 22 万円となっております。2 目一般旅券発給費、パスポート発給に係る経費で 10 万円、申請書用紙の印刷費 7 万円が増額となっております。ここで総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは 4 項の選挙費からご説明申し上げます。ページ数は 125、126 でございます。1 目選挙管理委員会費でございまして、備考欄の丸、選挙管理委員会費は 4 名の委員の報酬と委員会に関する経費でございまして、187 万円ほどの支出でございました。下から 2 行目の修繕料でございまして、暖房機の修繕でございまして。

次の 2 目はその次のページ、127、128 ページにわたるものでございまして、平成 25 年の 7 月 21 日執行の参議院議員選挙、新潟県選出及び比例代表選出の経費でございまして 2,997 万円ほどの支出でございました。当日の有権者数は 4 万 8,966 人で、投票率は新潟県選出で 62.37%、比例代表では 62.36%でございました。備考欄、上段にございます予備費でございまして、ポスターの掲示版の区画数、要ははる数でございまして、最終的に県選管のほうの選挙前の報告で大分増えるという情報がございまして、現実には増えたわけではございますが、その増に対応する不足分でございまして、127、128 ページの備考欄中ほどにございますポスター掲示場取付け・取り外し業務委託料に予備費 160 万円ほどを充用させていただいたものでございます。

127、128 ページ下段のほうをお願いいたします。3 目は次の 129、130 ページにこれもわたっておりますが、平成 25 年の 10 月 20 日執行の市議会議員選挙の経費でございまして 2,682 万円ほどの支出でございまして。これも当日の有権者数 4 万 8,392 人、投票率は 70.42%でございました。備考欄上段の予備費でございまして、これにつきましてもポスター掲示場に係る委託のほうの増によりまして、その委託に充用させていただいたものでございます。内容的にはポスター掲示場の箇所数が増をしたことでもございまして、そのほか材料費の単価のアップに伴う

不足分の部分でございます。

129、130 ページをお願いいたします。4目は平成25年4月21日執行の五城土地改良区総代選挙の経費でございます。無投票でございましたが、40万円余りの支出でございます。一番下の段、5項統計調査費でございます。1目の統計調査総務費、備考欄の丸、各種統計調査費でございますが405万円余りの支出でございます。工業統計、住宅土地統計、住生活総合調査につきまして、延べ84人の調査員で実施したところでございます。

131、132 ページをお願いいたします。備考欄のところに丸、農林業センサス費がございます。平成27年、来年の2月1日で実施予定の2015農林業センサスの調査用品の購入でございます。

次の6項監査員費でございます。監査員事務局執行の部分でございます。支出済額欄で例年並みの138万円ほどの支出となっております。次の7項は交通安全対策費でございます。交通安全に係る対策会議委員、交通指導員に対する報酬と経常経費の支出でございます。交通指導員は定数は65人以内となっております。実数でございますと平成25年の決算時は57人、本年度は55人となっております。交通指導員の立哨費用などがこの費目の主体となるものでございまして、支出済額欄では313万円ほどの支出でございました。

133、134 を願います。上から2行目に交通安全備品購入費がございます。これにつきましては交通安全教室信号機セットを購入したものでございます。平成25年度の交通安全教室でございますが、小中学校等を主に34回開催した次第でございます。以上で第2款総務費の説明を終わらせていただきます。

○議 長 総務費に対する質疑を行います。25番・樋口和人君。

○樋口和人君 まず96ページ、職員費というところであります。前年度から14人減ったということですが、かなり多くの職員の皆さんが働いてくれているわけですが、この中でちょっと聞くとところによると健康を害されている、長期にお休みしている職員の方々もいらっしゃるということです。この辺の状況と、合併のときに人員を減らすということでこうなったわけですが、その後いろいろな仕事の状況とかが変わってきて、職員の皆さんに過度の負担があるのか、ないのか。その辺のちょっと所感をお聞きできればと思っております。

それから、100ページだと思うのですが、ここで聞くのかどうか、広報広聴というところで地デジの難視聴地域というのが市内に何箇所かあったと思うのです。この辺はいいあんばいに解消されたのか、その辺についてお聞きをしたいと思っております。

それからこれも100ページですが、市政モニターということで、モニターの皆さんから市のことについていろいろアンケートをとるということでもありますけれども、この辺から見えてきた、市政モニターの皆さんが考えているというか、見えてきたことについてお聞きをしたいと思っております。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、病気やその他の理由での休職をされている状況ですけれども、平成25年度の状況は全体で延べ人数が73人、実人員では59名となっております。原因といたしましては、一番多いのがその他疾病ということで約52%、それからメンタル面でのものが27%、あと

負傷が 21%となっております。状況的には昨年よりはちょっと減少傾向ではあるのですが、やはりメンタル面での休みをいただく方というのが、長くなるという傾向は変わっておりませんし、復帰に際しても慣らし勤務等を経て対応しているのですが、なかなかうまくいけないという状況も見られます。できるだけソフトランディングで仕事に復帰できるようにということの気を使ってはおるのですが、仕事だけの要因ではないという部分がある状況で見られます。カウンセラーのカウンセリング制度等もありますので、そういう中でできるだけ本人の負荷が減るような形での対応に心がけてはおります。

それから、全体の職員の減少傾向という部分でありますけれども、今、平成 28 年度までの定員管理計画に基づいて大体の職員数を調整しているわけですが、ほぼその定員管理計画に沿った内容での状況で進んでおります。ただ、残業等の増加もありますし、いろいろな国県からの権限移譲それから市民ニーズの多様化等もありまして、やはり一般職員の部分はもうなかなかスケールメリットでの削減という部分は、もうちょっと限界に来ているのかなという感じは持っております。

これからの部分は民間への事業移行とか、そういう部分での方向を考えなければならぬとは思っております。あとは病院事業の部分についてはまだちょっと流動的な部分がありますので、その部分の定員管理計画等は、ちょっと今のところはそれに沿ったという形では推移していないという状況があります。以上です。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 ご質問の市内の難視聴についてお答えをいたします。私どものほうは総務省のほうと連携をいたしまして、市内の地デジ化に伴う難視聴の対策を行っております。それで昨年度で一応市内の難視聴についての対策は終了しております。その中でどうしても対策ができなかったお宅が 2 地区で 2 世帯ございます。石打地区で 1 世帯、これにつきましては近隣で共聴組合を立ち上げましたが、ご本人の意思によって加入をしなかったというところで、これについては本人が加入しないということで決着をしております。

あともう 1 件、六日町の小栗山地区で 1 世帯ございます。ここの世帯につきましては、非常に条件の悪い地区で 1 世帯だけでありまして、近くで共聴組合を作成しようとしたのですが、どうしても周りの同調がとれないということで共聴組合自体ができない状況でありました。

それで今どうなっているかということで、総務省のデジサポのほうで何回か近隣の調査を行いまして、何とかフルセグではなくて、ワンセグという簡易的な視聴があるのでありますが、ワンセグの機器を取りつけまして、そこで今何とか見えている状況でございます。ただ、これにつきましてはご本人のほうも承知をしております、これで今後もいくということになります。以上でございます。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 市政モニターの状況でございますが、先ほど部長のほうから説明がありましたが、昨年度 37 人お願いしております、年齢構成が 20 歳から 80 歳までくらいで、それぞれの段階的に構成しております。昨年度は広報広聴事業に関するアンケートを行いました。

その結果ですが、市報は私どもの予想よりも結構、七十数パーセントだと思いましたが、大分お読みになっていただいております。ただし、年齢構成が多岐というか広域的にわたっておりますので、ウェブサイトにつきましては余りご覧になっていない状況でございます。

市政モニターというのは基本的には建設的な意見をお願いするという目的で設置しておりますが、アンケートの中に建設的な意見とかいろいろな意見もありましたらお願いしますということで、書いていただく欄も設けておるのですけれども、なかなかそういった意見が出てきませんので、今後はテーマに従ってアンケートを行っております。そういった面では今回広報広聴事業に関してですけれども、私ども市報の充実、またウェブサイトにつきましてはリアルタイムに皆様にお知らせすることもありますので、より取材を行いまして充実をさせていただければと思います。以上です。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 それぞれ答弁をいただきました。職員の皆さんの健康管理について、また本当に気を配っていただきたいと思います。多分、予算のところでもちょっとお話はしたのですが、余り財政健全化ということで切り詰めるために、職員の方々が、外に出て慣れない仕事をして危険な目に遭うとか、その辺のここのないよう留意をしてもらいたいと思っています。

それから、地デジにつきましては、この広い地域で2世帯どうしても見られなかったところがあるということですが、本当にきちんと対応していただいたと感じています。

市政モニターにつきましても、やはり市民の皆さんの声をきちんと聞いていただくということが大切だと思っていますし、ただ聞かせてくださいというのではなくて、その時々々のテーマを持って、ぜひまたいろいろなことで聞いていただければ、今後も続けていただければと感じております。ということです。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 まずは 104 ページ、車両集中管理についてですけれども、高速道路に乗るときの基準とかはあるのかどうか。例えば微妙なところってあるわけです。時間は同じだけれども例えば高速を使ったりとか、私など上越や柏崎に下道で行ったりしますし、5分や10分ぐらいの差だけれども金がかからないほうがいやという、そういうところはどういうふうなときに基準があるのか確認だけさせていただければと思います。

それと、100 ページの広報広聴事業費ですけれども、去年灯油が公民館で漏れたわけですね。確かそういうときに広報をしなかったのですよね、私の記憶にあるのが、市のホームページとかに出なかったわけです。ただ、やはりある意味市のほうは注意をしろ、注意をしろと呼びかけているわけで、あとは県の基準にないからお知らせをしなかったとかそういう話があるわけです。でも、やはりあるのは、なるべくやってしまったことは出して、情報公開の姿勢というのは大事だと私は思います。

今回の塩素のこともホームページに出ましたよ。ホームページに出たけれども、ただ続報とかいうのはまだ出ていないわけです。いろいろな警察の調べとかもあるかもしれないですけれども、そういう点でみずから出していくというのは重要だと思いますので、そのところの

考え方をお聞かせいただきたいのと。

あとは 122 と 124 ページでいきたいのですけれども、確か私の記憶が間違いでなかったら来年、平成 27 年は固定資産税の評価がえですよね。そのときに以前から市長はできれば都市計画税もそういう評価がえのときに下げていきたいという話があるわけですが、今どういう考えでいるのかについて聞かせいただければと。

○議 長 市長。

○市 長 都市計画税については、半額にさせていただいて時期を見てということをお願いしてきました。固定資産税の評価がえという時期ということではなくて、何かやはり代替財源的な部分がなかなか今は厳しいところがありまして、これらを総合的に勘案してでき得ればなるべく早くこれはゼロにしていきたいということをお願いしております。今はまだそのめどが立ったというところではございません。平成 27 年あるいは平成 28 年の予算これらをにらみながらということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 高速道路の使用の基準ということでございますけれども、上りのほうはもう県境を越えれば高速使用ということになります。下りにつきましては、一応長岡までは原則下道でお願いしますという形にさせてもらっております。ただし、時間的に次に会議があるとか朝早くて間に合わないといった場合は許可をするという場合もあります。以上です。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 ウェブサイトの記事でございますが、油漏れの事故のときは私どものほうで市の管理する施設ではなかったということで載せなかったと思うのですが……（「公民館」と叫ぶ者あり）、公民館、失礼いたしました。公民館のほうは私どものほうで済みません、お知らせするのを怠っておりました。

それで、基本的な考えとしましては、やはり隠すのではなくて当然お知らせをすることで考えておりますので、今後、取材をしまして担当課より情報を得ましたことについては、お知らせしてまいりたいと思います。塩素漏れにつきましても続報については、結果が出次第、報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 答弁のほうわかりました。市長の答弁、広報の答弁はわかりました。非常に昔と比べて出ているのは間違いないと思います。ただ、たまに出さないときがある、そのときなど総務部長のところ、何でこれを出さないのかと私は聞きに行ったのです。そうしたら県の基準がどうのこうのとか、国だったか……（何事か言う者あり）違いましたか、済みませんでした。そういうちょっと答弁があったりもしたので、できる限りオープンにしていこうというのは大切だと思います。

あと、車の車両の運行管理に関しては、中身を聞いてああそうですかというのがわかりますけれども、ケース・バイ・ケースで弾力的に、例えば私も上越に行くときは下道だって行きますけれども、バスで行く場合とか大雪の場合は高速を使ったりする可能性だってあるわけです。

そういう点もありますので、ただ絞るところは絞っていくことは大切だと思いますのでよろしくをお願いします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 何点かお願いします。ページ94で、官公庁のオークションというのが、ここで15万4,000円ほどの経費がかかっているのですが、幾らの徴収に向けてこの経費か。そして、収入については、多分78ページのその他収入であろうかと思うのですが、幾らの徴収に向けて15万4,000円の経費をかけて、どれぐらいの成果が上がったのか。あわせて今後どういう方針なのか、まず1点目。

2点目が今ほどの車両関係ですが、車両の購入もしくは更新ですね、その判断基準というのはどのようになっているのでしょうか。今回入れかえがあって、職員の数は減っているようでありながら、財産の台帳を見ると17台増えているようなことになっています。その辺のことをちょっと説明いただければと思います。

それと3点目になりますが、事前にちょっと、これは決算とは関係ないかもしれませんが、ぜひ資料としてです。今ほど総務部長がずっと予備費充用の説明をされました。各項目の頭にはあるので、それとまた一番最後の予備費の支出のところにも何の何に使ったという項目というか、款項のところは出ているのです。けれども、何に使ったかというのが出ていないので、事前にちょっと我々もどういうことなのか調べたいので、これからの決算書をつくるに当たって、そういうところの予備費の内容を記載することはできないのでしょうか、というのを3点目に伺いたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 官公庁オークション手数料についてでございますが、これのまず収入のほうですけれども、15款の財産収入の物品売払収入ということで、物品売払収入490万6,904円と、これがヤフーオークションの収入の金額になっております。14件でございます。このうちの手数料として約3%が取られまして、500万円の三五、十五で約15万円という形でここに官公庁オークション手数料という形で支出されております。

今後の方向といたしましても不用になった物品につきましては、まだ使えるもの、また民間に出せばまだ十分欲しい人がいるというような観点から、なるべく出せるものは出して売り上げにつなげていきたいという考えであります。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 済みません、車両の更新基準でございますけれども、一応年数としては15年程度、それから距離にしたら20万キロ程度を目安にしておりますが、なかなか基準どおりにいかない部分もありますけれども、廃車寸前まで乗っているというのが現状でございます。

なぜ台数が増えているかということになりますけれども、現状でも日ごろの車の利用数に対して車両が足りない状況でございます。その分、私用車でも公用に使っていいという基準を設けまして、ちょっと遠くへ出かけて長い時間会議をするという場合は、なるべく私用車を使ってくださいという形でやっておりますけれども、まだまだ不足の状態が続いております。維持

費の関係もありましてあまり増やせる状態ではありませんので、大体现状ぐらいの台数で推移をさせたいと考えております。以上です。

○議 長 副市長。

○副市長 予備費の部分について私のほうからお答えをいたします。予備費というのは自治法条に、217条ですが、「予算以外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算は予備費を計上しなければならない」ということで、予算書は、特別会計の場合は別ですが、一般会計の場合はもう必ずのせるというのが法上のルールであります。したがって予備費をのせておりますので、そこはまずご理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点は、今ほどの個々のものについて表をとということでございますが、決算につきましても予算につきましてもそうですが、総務省令のほうで様式が定められております。決算はこういうふうにつくってください、あるいは予算はこういうふうにつくってくださいという法令上の定めがありますので、それで提出をさせていただいております。個々につきましては先ほど来、説明者のほうで当初に説明をさせていただいておりますので、それでご容赦をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 おおよそわかりました。最初の1問目ですけれども、不要物件の売却ということですが、徴収関係ではそういうものはなかったのでしょうか、いろいろ差し押さえとかそういうものでの処分はなかったのか伺いたしたいと思います。

そして3点目の予備費の件ですけれども、総務省令に従わなくてはならないという文言なのでしょうか。それとも自治体独自でこういうわかりやすい予算書・決算書をつくることはできないのでしょうか。あるところでは非常にわかりやすい予算書・決算書をつくっているところもあるように聞いておりますが、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市長 予備費も含めた資料作成ということでありますが、やってできないということではないわけです。しかし、我々は当初に全部、総務課長、部長も含めて説明をしますので、もし予算書を皆さん方が事前にご覧になって調べたいと思うことがあったとすれば、それは事前調査でやっていただくのが筋であろうという考え方でそうさせていただいております。

そうなりますと、結局予算も決算もここに備考が書いてありますが、ではこの中身はどんなのだ、ああなのだとか全部その資料を出せと言われてもそれはなかなか。一応ここに歳入歳出決算資料とか財産調書とかの中にある程度含まれていると、こういう部分で対応させていただいております。予備費がだめだとかできないということではありませんが、そういう対応で皆さん方からご理解をいただいけませんかというのが、今の考え方でございます。

どうしてもだめだと、全部出せということであればそれはつくりますが、非常に膨大な資料になりまして、ペーパーレスということがずっと言われておりますけれども、全くおかしい状況にもなります。そういうことでありますので、議長さんからご理解をいただければ、このままやらせていただきたい。いや、だめだと、議会でそれを出さなければ審議にも応じられない

というくらいであれば、それはどうしようもないですから作成はいたしますが、ひとつ調査権を十分議会の皆さんからもご活用いただければ、事前にきちんとご説明も申し上げますし、資料も提出すべきはちゃんと出すということでもありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 税関係でございますが、平成25年度はインターネット購買としまして1件です。家具類をインターネット購買しまして、金額のほうは9万7,000円の収入となっております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 途中でありますが、休憩といたします。時間は短いですが11時半から再開いたします。

〔午前11時13分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時30分〕

○議 長 議長から発言の許可をいただくときは、議席番号をしっかりと行うようお願いいたします。それから執行部のほうも声が回答のとき小さいですので、しっかりとお願いしたいと思います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 参考までにお聞きするものもあるのですが、4点お聞きしたいと思います。まず96ページ、その前に94ページにもありますけれども、一番下に電子入札システムセットアップ、それから始まりまして96ページの電子入札システム共同利用負担金というところ。説明もありまして平成25年度からですけれども、1,200万円をかけて今度導入したということです。当初予算のときに導入によって大体2名ぐらいの人員削減ができるのではないかという見通しを立てていたようです。こういう機械導入で人員がどのくらい削減できるかなどは大変難しい問題ですので、そんな人数とかそういうところにはこだわりませんが、費用と効果といいますか、効率的な運用がなされていると思うのですが、その辺の実態をお知らせいただきたいと思います。それに見合っ来年度以降、多分600万円から700万円ぐらいの負担金が生じてくると思うのですが、そういうのも見て効果的なシステムだということをお答えいただきたいと思います。

110ページです。中ほどに施設修繕工事費がありますけれども、これは本庁舎の冷暖房の修繕ということでお聞きをしました。それで内容はわかったのですが、私が調べていったら財源といいますか予算措置のところ、後を追っていったらちょっとわからなくなりました。そこを当初予算にあるのだとか、補正したのだとかいうところがありましたら教えていただきたい。予備費充用かと思いましたが予備費ではないようですので、その予算の裏づけといいますかそこだけですけれども、それを教えていただきたい。

112ページ、財政調整基金積立金のうちの地域の元氣臨時交付金の分です。これは平25年度に基金化しまして、平成26年度に一般会計のほうに基金から繰り入れになっているので、この

関係で事業が行われると思うのです。これを導入といいますか基金に積んだときもちょっとお話ししたのですけれども、多分計画的な執行がされると思うのですが、そこら辺、ここで示せというわけではないのですけれども、計画的に一般会計の中に繰り入れたと、ほかのと一緒にならないような収支に沿った執行がこれから計画的に行われるというところを、ちょっと簡単でいいですので説明をいただきたい。

もう1点、これは本当に参考までですけれども、122 ページ、真ん中よりちょっと下に賦課徴収管理費の中の指定管理施設使用料がありますけれども、これは毎年ありますといいますか、確定申告が中央公民館で行われるようになってから以来あるのですけれども、272 万円ということ。一部多目的ホールを中心に使用するわけなので、指定管理施設使用料がかかるのですけれども、270 万円というと30日で割ると1日9万円ぐらいですよ。これが規定の料金ですということになればそうでしょうけれども、こういう確定申告に使う、そして今までは庁舎でやっていた分はこういう金はかからなかったという中で、そういう1日9万円なりだかどうかはわかりませんが、270万円の指定管理施設使用料というのは、仕方がないのだというか、当然こういう根拠でこれはこうなっているからというところを教えてください。4点お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初に、電子入札の関係でございまして、これは平成25年度は12月からの導入となっております。件数にしまして24件、冬場にかかる時期ですので入札件数は少なくなりますので、平成25年度の実績としては電子入札の件数は24件。全体の紙入札を含む入札件数は256件ということになります。平成26年度につきましては、9月開札分までは147件ということで、全体の209件でございます。平成25年度につきましては途中始まりですのでちょっと参考になりませんが、平成26年度も209件のうちの147件という電子入札の件数でございます。

紙入札だと、会場設定、それから業者も会場に来て担当者も最低2名、多いときは3名、4名の事務局のほうを準備してという形で時間をかけて行うような形になりますが、それが事務所にいながらにしてできるという点では、業者にとっても私ども事務方にとっても大変効率化になっております。

私のほうも入札のたびに、紙入札の場合は会場に行って開封して価格をチェックするという作業をやりますけれども、電子入札だと自動的に時間が来ればぱっと処理をしてくれるという点で、大変事務方としては効率化になっているという実感でございます。あと、今工事請負だけになりますが、今後物件はちょっと難しいかもしれませんが、委託につきましても電子入札ができるように手続きをしていく予定でございます。

それから、修繕工事費につきましてですけれども、これは当初予算はありませんでしたけれども、組みかえて修繕工事に持ってきたという形になります。（「修繕料、当初予算」と叫ぶ者あり）当初予算は修繕料にあったものを、修繕料ではふさわしくないだろうということで修繕工事、工事費のほうに持ってきたということです。

それから、基金費の関係で地域の元気交付金でございますけれども、これにつきましては、起債対象事業でないとかつてはならないという制限があるのですけれども、普段なかなか厳しい査定になるかなという起債事業についてつてようということ、あるいは単独だけでも起債もきく事業だろうという部分に充てる予定で考えております。今のところは、魚沼荘に一部、それから新病院の関係、可燃ごみの流雪溝のポンプ場の屋根の修繕の関係、それから不燃ごみの排水ポンプの関係に一応充当を予定しております。以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 122 ページのご質問の関係でございますが、確定申告会場、南魚沼市民会館の多目的ホールの利用料及び暖房費、テーブル等を借用したもので、期間的には2月1日から3月17日の間となっております。あわせて私どもは来場者に対してアンケートをとっておりますけれども、ことしはおおむね95%の方からよかったという評価をいただいておりますので、経費のほうはやむを得ないものだと考えております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 全体のところはわかりました。最後のところだけちょっと再度確認します。利用者の皆さんについては、段々こういう形が慣れてきて好評になってきているというのは、私もある程度理解はしているのですけれども、ここにかかる費用です。270万円はいたし方ないと言うのですが、大ざっぱにそう言ってもらってもちょっと困るわけで、ちゃんとした基準に従ってそのとおりにやっていると、例えばこういう事業だからちょっと割り引いてもらってこれだけだとか、だから仕方ないのだとか、というところをちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○議 長 税務課長。

○税務課長 済みません、説明不足で申しわけございませんでした。金額等につきましては公社の決められた基準のとおりということで、減額等についても協議したのですが、減額要件に該当しないということで10割分の支給となっております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 114 ページの上から4行目の各種業務委託料ですが、この中に若者まちづくり会議というが入っているということです。これ自体、私も出ていますが、決して悪いということではなくて今後これを発展的に何か続けるためには、今回は1回目だったということで人数の中に市の職員が半数以上はいたと認識しております。今後これをやって出た結果を何かしらに反映するとなったら、より多くの市民に参加してもらわなければならないのですけれども、その点、今後これを継続していくのであれば、計画も含めてどのように考えているのか教えてください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 昨年は2回ほど開催をさせていただきました。永井議員のほうからも参加いただいたところがございます。おっしゃるとおりで市の職員が大分多くなっていたという現

状でございます。第1回目のせいもありまして、若い皆さんのほかの行事と重複等もありまして、なかなか多くの方が出ていただけなかったという状況もございます。そもそもこの会議を始めたきっかけが、市政懇談会を毎年やっておりますけれども、どうも若い皆さん、それから女性の皆さんの参加が少ないということで、特に若い皆さんの意見を、参加しやすい形がどんなものかということで始めさせていただきました。

市のほうの参加職員は、人口減少問題のほうの対策プロジェクトチームのメンバーがほとんどでして、自分たちでも人口減少問題をどういうふうに解消しようかという課題に基づいていろいろと研究を重ねている皆さんです。その皆さんがテーマを絞りながら、市内の若い皆さん、市民の皆さんと意見交換ができたということで非常にいい評価を受けているところで、今年度も引き続きやっていきたいと思っております。

ただ、おっしゃるように参加人数をどうやって伸ばすかというのが1つの課題にはなっております。いろいろな切り口でやっていくのがいいのかなと思っておりますが、限られたスケジュールの中でどんなことができるのかというのを今模索しながら進めているところです。

ことしにつきましては、11月15日に1回また計画をさせていただいたところですが、いずれにしてもこれは参加人数が多いからいいとか、そういうことでもないような気が私にはしております。特に今回の進め方はグループになって、いろいろな意見を出しやすいということで、これはグループが多くなって、人数が多くなりますと余り意見が出にくいとかいろいろな支障があるようですので、そこそこいいサイズを保ちながら回数を増やしたりするのがいいのかなとは思っております。いずれにしても限られたスケジュールで限られた予算の中で実施していきますので、可能な限りということでご容赦いただければと思います。以上です。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の答弁でほとんどわかりましたけれども、おっしゃるように参加人数がいい結果を出すということではないと思いますので、その割合をなるべく市民が多く参加してもらえるように、今後、周知、広報活動に励んでいただければと思います。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず96ページ、職員費の給料についてお伺いいたしますが、当初予算のときにもラスパイレス指数についての説明があったわけでありましてけれども、南魚沼市の場合は0.8を上回っている、この部分についてどうするのだと。後年度といいますか交付金、交付税のほうが減額になるのではないかという心配もあったわけですがけれども、この辺のいきさつはどうなったかということをお聞きします。

それと、その下の退職手当負担金でありますけれども、これも当初予算のところの説明がありました。退職手当制度の見直しということで、最高支給率が59.28か月から改正によって49.59か月に改められる予定であるという部分でありました。これが実行されているとするのであれば、市の負担といいますか積立金等々に対する影響が出てくるとは思いますけれども、この決算の中ではどうであったのかなということをお聞きいたします。

それから110ページ、普通財産管理についてであります。たびたびあれですが、財産台帳の

中で行政財産について「錯誤」という文字が目立って、その中でも面積が100平米単位であったり1,000平米単位であったり増減しているという部分について、錯誤ということのどうしてこうなったのかということをお聞きしたいと。

それから122ページ、賦課徴収一般経費の中の新潟県の魚沼地域特別機動整理班の負担金1万7,800円に関してでありますけれども、収入のときにも説明がありました。特別機動整理ということで実績が6,974万円、前年度より942万円増えた。それによって南魚沼市のほうの滞納整理の技術向上ということで、滞納処分については2,293万円と前年度に比べて392万円の増ということが報告をされているわけでありますけれども、一方で不納欠損が2,391万円と前年度より620万円増えているという部分あります。これは南魚沼市が新潟県と共同でやった中での技術向上という面でもう少し詳しく説明を願いたい。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ラスパイレスにつきましては、昨年度100.8%ということで、国を0.8ポイント上回っているということで、7月から削減措置をさせていただきました。これは前年度のラスパイレスの基準から算出したもので、実際平成25年度の数字に当てはめての数字ではなかったわけです。平成25年度に改めて職員構成と給料の関係で計算しますと100.1%という形になりましたので、昨年度の数字で比較すれば0.1ポイントなので削減措置をしなくてもいいともとれるような数値だったわけです。ですが、国のほうの考え方としては前年度の数字で出してきましたので、そういうことで前年度比較の中での0.8ポイントの是正を行ったということになります。

国が平成25年度いっぱい東日本大震災の削減措置を終了しておりますので、当然私どものほうも3月いっぱい終了させていただきましたので、今年度のラスパイレス指数はそれに伴って92%ちょっと落ちるものと考えております。

あと、退職手当の負担につきましては、県の退職手当組合のほうでは支給のほうの見直しは国の考え方に基づいて今実施をしております。若干期間が遅れましたけれども。ただ、負担金については現状では据え置きという考え方でおるようです。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 減額措置の交付税関係ですが、一応決算統計時点での基準財政需要額の中に人件費削減努力分ということで、地域の元気づくり推進費というのが1億1,000万円ほど歳入になっておまして、結果的には今回の交付税増につながっているものでございます。以上でございます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 行政財産についての建物・土地のそれぞれ面積等について錯誤が多いというご指摘でございますけれども、これにつきましては恐らく、データにつきましてはそれぞれの担当課にデータを送って、修正をして戻してもらうという形をとっております。想像になりますけれども、取り壊し分が反映されていなかったもの、あるいは増加分が反映されていなかったり、ちょっと調査が不足したということが考えられますけれども、ちょっと二、三の事例を今

確認しておりますので、実際の事例はどんなのがあったのかというのを、わかり次第ご報告させていただきます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新潟県地方徴収機構の関係についてお答えいたします。先ほど議員さんから説明いただきましたとおり、収納額のほうも増えております。それからご指摘のように欠損処分の額も増えております。私どものほうではとにかく機構さんに参加をさせていただく中で、滞納処分の技術的な面、例えば普通預金、貯金調査は当然のことですけれども、そのほかに生命保険等の債権、給与等搜索、それから固定資産の滞納処分、これらのほうをしっかりとさせていただいているものが、この結果につながっていると考えております。

その中で不納欠損が増えているということですが、これにつきましても古くなったから欠損処分で落としてしまうということができません。滞納処分で徴収をするのも、それから不納欠損とするのも、やはりしっかりとした調査が必要になりますので、その辺の調査が進んだ結果が徴収率も伸び、それから欠損処分のほうも増えていると。また、今後につきましても同様の方針で進みたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 給与については説明で納得しました。財産管理についてもこれから個々の事例についての説明あるということです。

この新潟県との特別機動整理についての技術向上ということでもありますけれども、市内にも反社会的団体といいますかそういう団体もいるというところで、そういう面での技術向上というのは何かあったのかというところをもう1回お聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 申しわけありませんが、その点については特別なことは聞いておりませんので、そういうことは聞いていないということで回答させていただきます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 簡単に4点お願いいたします。96ページ、職員費の件であります。正職員の報告は受けました。その裏腹な関係であります。臨時職員のここ何年かの推移、それから総体に占める人件費です。実額だけわかればお知らせ願いたいと思います。

それから、これは歳入歳出決算資料のほうからですが、18ページの住民基本台帳の関係です。転入届が前年度に比べて74件減っている反面、転出が282件増えている。これは今までと同じような出入りはあるわけにしても、非常に社会減の割合が高いわけです。平成24年度1,256名の転出に対して平成25年度は1,464、282名も増えていると。こういう背景には何があったのかということ进行分析しておられますか。

3点目ですが、118ページ一番下です。一般備品購入費、大崎農業会館さんのほうで小型除雪機という話がありましたが、これは一般に私どもが想定している集落コミュニティに対しての除雪機とは違うとは思うのです。けれども、どこかであれですよ、こういうこれからの老人世帯が増えていく、コミュニティ全体でこういう除雪機を整備していくという方向という

のは必要だということで、私どもも地域の議員たちで話をしているわけですが、いまひとつもうも有効な市のいい事例がないということですが、今後どういうふうを考えているかお知らせください。

それからもう1点ですが、選挙費のことです。前にも一度ここで申し上げたことがありましたが、高齢者が最近はなかなか選挙に足を運んでくれないという傾向が目立ってきました。画一的な投票場の形態にその原因があるような気がしまして、回って見る限りでは、例えば期日前投票の会場が本庁舎の2階にあると。なかなかお年寄りや障がい者にしてみれば、わざわざエレベーターとか何とかという話ではなくて、面倒くさい、やめておこうということになってしまいがちだということでありまして。さりとして投票日当日に、家の門から支えていただきながら大勢の皆さんのところへ出ていくのも、何か気が引けるということでありまして、もう少し、期日前投票の中で地域を指定して最寄りの投票所を新たにづくっていただくとか、足を運びやすいような形にしていだけないかと私は思いますが、いかがでしょうか。以上4点お願いいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 臨時職員の推移という部分ですけれども、今ちょっと手元の資料では平成19年のものと平成26年のものしかないのですが、そちらでちょっとお答えさせていただきます。平成19年の4月現在で355人という数字になっておりまして、平成26年の4月では月平均517人（9月17日訂正発言あり）という形でかなり増えております。金額については平成26年の4月では月平均7,330万円（9月17日訂正発言あり）程度のお金になっております。平成19年のときの数字がちょっと手元にないのでご容赦いただきたいと思いますが、いずれにしても人数の比で言えば、約1.5倍以上になっているということで、大幅に増えているというのは間違いない数字になります。

いろいろな部分、現業の職員の不補充あるいは学校の介助員の増加、保育園の保育士さんのほうの増加という部分が主な原因になっておるかと思っておりますけれども、正職員のほうがなかなか増やせないという状況の中で業務のほうが増えているという形の中で、こういうような結果になってきている部分が現状になるかと思っております。決していい方向ではないのですが、なかなかいい、抜本的な改善ということでは難しい部分がございます、私どもも苦慮しているという部分があります。

それから、選挙の高齢者の方への配慮につきましては、選挙管理委員会でも委員さん方は常々高齢者の方が来やすいように、または投票場のバリアフリー化とかという部分をかなり強くおっしゃっております。私どものほうも簡易スロープの設置とかいろいろやっているわけですが、場所の問題とか地域性の部分で、抜本的な見直しみたいところが難しいといいますがなかなか進んでいないのが現状であります。でき得ればそういうバリアフリー化した施設、そういうところを投票所にしてということをやりたいわけですが、現状ではそういう簡易的な対応にとどまらざるを得ないという形かと思っております。

あと、期日前投票も増えているわけですが、本庁舎につきましてはスペースの問題が

ありますので、現状の中で1階フロアにスペースを設けるといのは、なかなか難しいという状況であります。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの総務課長の数字的な部分についてはあれでございますが、臨時職員についてはほとんどの部分が保育園の特別保育事業の件、それから学校に関しましては介助員の方々の部分が大きく伸びている部分でございます。特別保育事業も、要はフルタイムでの時間での需要がパーセントにすれば低い部分でございますし、介助員につきましても、クラスの中の1人であったり2人であったりする部分に対応する部分がございます、どうしてもそこへ正職を実際に充当する合理性がなかなかできない部分での内容でございます。

それと、選挙でございますが、これにつきましては選挙管理委員の中でも、私がまだそちらにいた時点から今の部分については課題になっております。委員さんの中でも各投票所を回る中、それから現在の今の期日前投票についても課題としているところでございます。それこそバリアフリーについては、少しずつではありますが、学校、保育園の段差をなくすために移動式のステップを配置したり、それから投票所の物の置き方とかを工夫している内容でございます。期日前投票の本庁の部分等については、また今後とも委員会の中で課題事項として検討することになっておりますので、今の時点ではこの答弁でご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 転出が大幅に増で転入が少ないということで、その原因は何かということですが、納税義務者の関係で見ますと、平成25年度につきましては納税義務者数が先ほどの質問にもありましたけれども増えております。これについては所得の伸びということも考えられるわけですが、それから法人の数については一応27社減ということで、こちらのほうはちょっと気になる数字ではあります。

ただ、転出をされている方が大幅に増えているわけですが、この方たちがどの階層のどういう関係で移動したかということについて、今ほど手持ちの分析した資料がありませんので、今後そういう観点でもう一度資料のほうを見直してみたいと思いますけれども、それについてはちょっと時間が必要かと思っておりますので、また何かの機会にわかたらお知らせをしたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 小型除雪機械の整備の関係でございますけれども、これは方々から、行政区長の皆さんからもそうですが、要望、ご相談はいただいているところでございます。要望の内容としましては、新規にそういうのを整備したいのだがということと、それから従前4割の補助で整備した地区がございましたけれども、それが更新の時期が来たけれども、何とかならないかというような内容が多いわけでございます。現在2割程度の補助はあるのですけれども、4割から2割に下がったということで、モデル的に除雪の体制をつくるために実施した事業で、その制度が普及したということで2割まで下げているのだらうということです。今の

市内の現状を申し上げますと、地域づくり協議会のほうからも集落内、地域内での除雪体制の整備そういったものに、地コミュのほうの提案事業の部分で何とか対応できないかという相談を受けたことがございます。これは新しいルールを地域づくり協議会の中で相談いただいて、つくっていただければ、対応にさせていただいて結構ですという回答はさせていただいているところでございます。

それと平成24年、平成25年の2か年に分かれまして、財団法人新潟県技術センター様のほうから小型の除雪機械5台をご寄付いただいております。それをそれぞれの、12地区ありますので台数5台で足りませんが、中心となる場所に置かせていただいて共同で使っていただいているということです。ただ、この機械はちょっと小さすぎて、なかなかこの地域の雪を処理するには物足りないという状況でございます。いずれにしましても要望の多い点でございますので、今後検討の必要がある部分かなと考えております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ありがとうございます。臨時職員のほうですが、今ほど説明があったように、ある意味ルーチンワークであるとか、あるいはまた特殊性のある仕事、これはもう外注にするのが私はいいと思っています。そうした中でこの7,300万円でしょうか、臨時職員の報酬、これもある意味であれば許容範囲だと思っていますが、より正規の職員の仕事をそういうルーチンワークとかそういうことはある程度はずした中で、しっかりした本来の磨き抜かれた仕事のほうに早めにいけるような形に持って行ってほしいと思っています。これは答弁は結構です。

2点目ですが、市民生活部長から住民基本台帳の推移を伺いました。少子化が進んでいる中でこの数字ですから、本当に私もどうかなと思っていますので、ある意味まちづくりの基本になる面ですから、その辺の原因もしっかり把握して後ほど報告をお願いしたいと思っています。

3点目の今の除雪機の件ですが、ある意味、コミュニティーで自主的に物事を運んでいこうとする中でこのそういう要望なわけです。管理から何から含めまして、お年寄りの世話から含めまして、これは大幅に使いやすいようなそういう方向にぜひぜひ力を注いでいただきたいと思っています。

第4点目の投票所の件ですが、本庁舎に限って言えば、なかなかそれは難しいかもしれませんが、例えば市民会館の1階フロアに歴史などの展覧していくスペースがあります。期日前投票の一時期だけでもあそこを使って、多くの車が止まりまた多くの人たちがスロープを使って行かれるとか、何か私はあると思っています。そのことも含めてひとつご検討いただければと思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。(複数挙手あり) それでは昼食後にします。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午後12時09分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 1 時 20 分]

○議 長 ここで先ほど議席番号 16 番・寺口友彦君に対し保留していた答弁について、財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。財政課長。

○財政課長 財産に関する調査の行政財産の増減理由に錯誤が目立つが、その理由についてということでございます。これにつきましてはまず学校関係が大半を占めているかと思えます。今までも年度ごとに更新はしてきてはおりますが、今回、施設担当が確認したところ若干の食い違いがあったため、今までに増改築等により変更があった学校につきまして精査をし直して、ここで一斉に修正を行ったために錯誤が多くなったものです。年度中の増減につきましては、学校の増改築、附属施設の増減等でリアルタイムになかなか把握しきれない部分もありますけれども、今後、年度、年度の精査に努めて確実な数字にしていきたいと思えます。

それから、社会教育施設につきましては土地がほとんどになっておりますが、これは登記面積に合わせたための修正となっております。坂戸城跡関係も同じく錯誤がありますけれども、今まで台帳で管理していたものを登記面積に変更したための修正となっております。

それと、公園関係にも若干ありますけれども、施設につきましてはトイレの構造が木造だと思っていたのが非木造だった、非木造だと思ったのが木造だったという勘違いによる修正部分、それから面積につきましては、道路敷部分が含まれていたものがありまして、これを除いたための修正という形になっております。

今後、固定資産台帳の整備につきましては、会計管理に重要な要素となってきますので、今後とも整備と精査に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 総務費に対する質疑を続行いたします。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 4 点お願いします。まず 1 点は 94 ページ、弁護士費用についての説明がありましたが、顧問弁護士の人数と名前をできたら教えていただきたい。それから裁判事例として最高裁という話がありましたけれども、こういった問題、要するに裁判を受けている事実等がなかなか我々にはわからないのですが、そういった報告というのはなくていいのかひとつお聞きします。

それから、96 ページですが、若干ダブりますけれども、職員数を削減し臨時職員が増えていくと、臨時が 1.5 倍にもなっているという話です。私はサービスをするためには職場をある程度守らなければ、職員数を維持しなければ大変ではないかとい考えるのですけれども、削減計画というのはそろそろこれ以上は無理なのではないかと感じましたが、中止という考え方は当局では考えていないのか、ひとつお聞きします。

それから、3 番目で 100 ページになりますか、毎月 2 回出されている市報についてですが、最近の傾向として、市報の内容と折り込みがダブっています。市報の費用というのは印刷会社に任せた部分なのか、折り込み費用はまたそのほかに別にあるのかというあたりが、非常に無駄ではないかと私は感じることはあるのですけれども。要するに、変わったことがあったときには折り込みが入るという考え方になりますと、市報を読むよりもその特ダネというか折り込みを見るので間に合うという形にもなっているのではないかと感じますが、その辺ひとつお考

えをお聞きします。

もう1点が、一言もお話がない中で、日本電産コパルの問題でどこに、104 ページとか 106 ページ、110 ページとかに関連するかと思うのですけれども、当初ずっと言われてきたことが、建物を無償譲渡し、そして土地は近々買っていただくということで推移してきたわけでありませう。それが何か聞くところによると、本社機能がこちらにということにはなくなったという話もあります。これらの経過については、やはりきちんとこの辺で総括をした形での報告が必要ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

遺跡調査も行われ、そして去年の12月には企業立地促進条例の一部改正という形で企業優遇措置あるいは雇用促進奨励金、用地取得奨励金等の条例整備もされて、まさに私はここの譲渡の問題が絡んでいるのかなというぐらいに考えていたのですけれども、そういう点で寝耳に水のこの推移については、きちんとしていただくべきかと思ひます。

つけ加えますが、議長にお願いがありますが、款を移動しない限り、あと何人ですかということで発言を制止するのは、私はちょっと、関連質問という形も出るかもわかりませうので、そういうのはひとつ、なるべく何人という形は控えたほうがいいのかと考えています。以上です。

○議 長 岡村議員、制限はしておりませうので。答弁をお願いします、総務課長。

○総務課長 顧問弁護士につきましては平成25年度まではお1人、南魚沼法律事務所の黒岩海映先生、平成26年度になりまして六日町法律事務所ができましたので、黒岩先生とプラスして六日町法律事務所の渡辺先生のほうにお願いをしましてお2人体制と、共同受任という形でやっております。なお、弁護士費用につきましては同額でお願いをしてあります。

それから裁判の事実についての報告ということでありませうけれども、これにつきましては今般の議会でも総務部長が冒頭で、今提訴されている案件のご報告を申し上げましたように、議会の時点でそのとき提訴されているようなものがあればご報告申し上げるということでお願いしたいかと思ひております。

それから、職員の削減というお話でありませうけれども、定員削減計画ではなくてあくまでも定員管理計画でありまして、当然財政計画とも密接に結びついておるわけで、減らせばいいというものではありません。病院の関係とかもこれからどうなるかもわかりませう。まだ不透明な部分もありますので、その部分も含めた中で、今平成28年度まで一応定員管理計画という形ではありますが、毎年、毎年きっちりそれを守らなければならないということではありませう。そのときおかれた状況と、それから一応の目標である定員管理計画の中を見据えながら、毎年度の採用計画もやっているといる状況でありませう。また平成29年度以降の部分につきましても、やはりこの計画を定めなければ市の財政、一番大きい部分の人件費という部分を、ある程度のめどを立てなければ財政計画も成り立ちませうので、その辺の計画は当然これからもやっっていかなければならないと思ひております。以上です。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 市報の中に入っている折り込みがダブっているのではないかとすることと

費用についてですが、基本的には市報に記事をあげるときには、区長さんの配布の労力を軽減するために、折り込みチラシはなるべく入れないように、折り込みというか市報に折り込むようにはしないように努めるように職員には周知徹底を図っております。私の知る限りではほとんどダブリはないと思いますが、急な記事が必要になったり、県等から依頼されまして市報に折り込んでくれということがあれば、それは私どもの予算ではなくて担当課の予算でチラシを印刷していただいて折り込みになっております。

議員がおっしゃっているのは、もしかしたら市報と一緒に配布するチラシかもしれないのですけれども、そのチラシにつきましてはあくまでも担当課の予算でやっておりますので、この予算には入っていないということになります。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 コパルさんの経過でございますが、旧西五十沢小学校のグラウンドを賃貸ということでやっていたわけですが、平成24年、新潟日本電産コパルということで本社機能をこちらのほうに移転して継続しておるわけですが、グラウンドのいわゆる発掘調査といいますかそういったことが必要であったり、そちらの社屋を建てるということで計画をしておいたわけです。その辺で調査の金額等々協議をしている途中で、会社のほうのいろいろな事業再編ということの問題が出てきました。本年4月、一応土地貸借の契約の変更ということで、グラウンド部分については今の会社の内容では、ちょっとそこをずっと借りておくということができないということで、グラウンド部分については賃貸借の契約を解消ということで、その部分を除いて校舎部分等の契約に切りかえたところでございます。

会社のほうの再編ということで、現在会社のほうで進められておまして、10月からは一旦、新潟日本電産コパルという形での本社機能になったわけですが、また親会社のほうと合併をするということで、10月からは日本電産コパルの新潟事業所という形に変わるということで今伺っております。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今の日本電産コパルの土地貸付料でございますけれども、平成25年度につきましては月々55万円ということで収入をいただいております。土地貸付料のほうのところに含まれております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1番の弁護士の問題についてですが、ずっと1人体制で多分経過はあったと思うのです。それで2人体制にしてお金は同額だからというのが、ちょっと説明がまだ不足のようですが——言わせてもらえば夫婦ですよ。やはり2人だから同額だからいいのではないかと、2人必要であるならば、ちゃんと2人頼んだほうがいいのではないかと感じますが、いかがなものでしょうか。

それから裁判の、議会の都度報告する時があったときは答えるという感じですが、行政に対しての訴訟だと思っておりますが、そういったものについてはある程度、1件なのか2件なのか私はわかりませんが、ある程度公開しておいたほうがいいのではないかと感じますが、い

かがでしょうか。

それから、2項目の職員数ですが、あくまでも財政計画でということですが、そう言っていると、臨時職員に置きかえていると、こういう感じになってしまうのです。私はやはり臨時に置きかえて事を運ぶという感じに聞こえるのですけれども、もう少し職場というものを、決められた定数でどう努力するかという部分があつてしかるべきではないかと思うのです。職員組合等からも当然減らしていくべきだという考え方があるのかどうか、その辺どういった聞き取り等あるいは交渉がされているのか、ひとつお聞きします。

市報についてですが、配布体制が1日、15日、これをやはり皆さん利用しているわけです。それで、よりという形で多分チラシが——チラシの内容は我々広報とは関係ないということではちょっと私は、何万枚も刷るわけでありますので、もう少し管理が必要ではないのか。では配布のチラシは各担当課で持っているのだと、出費しているのだと、支出をしているのだということであるならば、その部分はもしダブっているとすれば——私はチラシ等がダブっているものがあると思っていますので——それはやはりもう少し連絡を密にして、そういうのであれば広報の枚数が、市報が減るのかどうかは知りませんが、その辺はお互いきちんとした広報という部分を司っているのであれば、管理が必要ではないかと思ひます。

次に日本電産コパルについては、非常に期待ある説明を我々議会としては受けていたわけがあります。そうした中で着々と進んでいるなという、ここで触れてあれですけれども、遺跡調査等がされてきて、急遽ことしは4月になってという話ですけれども、私はその前段に何らかの前触れがあつたとは思ひますし、そういった経過がやはり私は必要であると思ひます。

何といったって無償譲渡でやつたのですから。私はそのときも発言しましたがけれども、もう少し予定と要するに財政です、やはり。無償譲渡だけれども、社屋についての、建物についての固定資産税は期待できるとか、あるいは土地を買っていただければ期待できるとか、実際そういう計画があつたわけでしょう。額面は我々にはわかりませんが、そのときに私は、では評価額は幾らですかと。1,000分の14掛ければ大体わかりますので、評価額等はそのときに明示しなかつたのですよね。まだ公共のものはしていませんと……。

○議 長 岡村議員、簡潔に願ひます。

○岡村雅夫君 ですから、それを示してこういう予定だつたと。それをこうなりますという経過の報告を私は求めます。

○議 長 市長。

○市 長 一度説明しても忘れていらっしゃることもあるようでありまして、その辺に含めてお話しを申し上げます。まず1つは弁護士であります。これは別に説明をしております。ただ、予算のときに2名になっていますと、費用は変わっていませんというお話はあります。これはご夫婦ですけれども、結局、最初から願ひしてある方が非常に忙しくもなつて、そして意思の疎通も図りやすく、しかも費用が今までどおりでいいですからというお話もありまして、2人頼んだわけです。何ら特別2人いなければ困るということは今のところありませんけれども、それで相談体制が整うのであれば、我々にとっては有利でありますので、

全く問題ない。

それから裁判ですが、これは今ここにのっているのは先ほども説明しましたように、兼続通りに武将像を建てた。これが子どもの教育に逆行しているとかどうとかこうとかで、裁判自体は一見ただけでも、我々でも判断できるような問題であります。裁判にかけられれば、これはどうしようもありませんから。これも確か一度、こういうことで裁判になっていますという報告はしてあります。結局これを最高裁まで持っていこうということです。最高裁まで持っていっただけです。

今回、総務部長が先般ご説明申し上げた、一審は棄却と。これもいろいろちまたのうわさによりますと、また楽しみができて最高裁まで持っていけると。まさにこれは公費の無駄遣いという部分に、我々は該当すると思うのですけれども、これは裁判を起こす権利というのは、我々がそれを阻止することはできません。そういう裁判にかかれば、これはちゃんとした費用を払いながら対応していかなければならないということでもありますので、そこはひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、臨時職は先ほど説明しましたが、大幅に増えている理由は、学校の介助員とかあるいは保育士の関係で、今、多動性どうかというそういう問題の子どもが1人でも出ますと、そこに保育士をはりつけなければなりません。しかし、それを全部正職員で対応することは、全くこれは合理的でもありませんので、そういう部分で大幅に増えていますという説明をさっきしてあります。

一般職のほうでは大体、そんなに増えたり減ったりということではありません。ですので、適正であろうと。適正と言っても、本来臨時は余りないほうがいいのですけれども、そういうことです。保育士さんを今、余り採用しなかったということは、保育園の整備計画の中で塩沢地域の保育園を1つ、公設民営化あるいは民間化という方向でずっと進めてまいりましたので、そのことを念頭に置きながら、保育士の数をそう増やさないできたということでもあります。これがようやくとし、来年あるいは再来年くらいに方向性がきちんと出ますので、これを全部我々の公営でやっていかなければならないという方向になりますれば、これはやはり保育士さんは少し増やしていかなければならないと思っております。

それからチラシは、これはいつも聞くのです。具体的にどういうその部分があって、これが重複しているから無駄だぞというのがあれば、それはまたお答えいたしますが、先ほど広報室長が言ったように、市報に載せるという部分をわざわざ別にチラシでまた案内しているとか、そういうことはほとんどないと思っております。

ただ、臨時的に、緊急的に出たものについてはチラシ対応もやむを得ない。さっき言いました広報のほうの部分でなくて、例えば県の部分、あるいは別のことで緊急に市民の皆さんにお知らせしなければならない、マイマイガとかああいうことはあります。そういう部分はありますけれども、議員がおっしゃるように重複していて無駄だという部分を、我々は認識していません。

それからコパルは、土地が今のグラウンド部分のあそこに社屋を建ててということでの計画

で入りました。調査の中では当初からある程度想定していたことは、あそこに埋蔵文化財があると。どの程度のものかよくわからなかったわけです。調査をしてみましたら、あそこに建物を建てる場合は約 7,000 万円前後のいわゆる文化財調査費が必要だと。ではこれをどうするのだということをお互い協議をしている中で、日本電産コパルさんの業績が一時非常に悪化いたしました。中国進出のこともありました。その中で計画していた事業については、ちょっと今はできませんと。いずれやろうと思えますけれども、今はできませんのでその新社屋を建てる部分撤回ですと。

校舎を無償で譲渡していた部分については、当然年数がきますとそれは固定資産税も何もみんな入ってきます。ちょっと目算が狂ったというのは、あのグラウンドの用地を買っていただく、買っていただければ当然固定資産税が発生するのですけれども、その部分が今ちょっと先は見えていない。しかしまた新たな業務の中で、でき得ればやはり約束どおりのことはやっていきたいけれども、とりあえず 1 回解消してくださいということでありましたので、それに応じております。

産業界は予定していてもできなかったこととか、撤退だとか、そういうことはまああることですが、極力そうならないように我々も努めますけれども、こればかりは私たちの力でどうにもならない部分もありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思っております。市に対しての実質的な損害は全くありません。それから、従業員の採用計画もきちんとやっております。以上であります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 弁護士についてですが、頼んだ方が非常に忙しくなったということであるということは、要するに対応できないということであるならば、半分ずつになるのか、どういう要件になるのか知りませんが、私は別の方を雇ったほうが、より市のためになるのかなという感じがします。法律はいろいろの見解でやるものですから、夫婦だから意思が疎通しているからなどという話とは、私は違うものだと思いますので、料金を倍払えという意味ではなくて、どういう形の委託ができるのかわかりませんが、私はそういう感想を持ちました。

それから、保育士や臨時職員の件については、臨時職員に置きかえるような形で事が進むと、なかなか市職員としてのステータスと申しますか、そういうのが落ちてはならないかなという感じがしましたものでお伺いしました。

折り込みについては、ないというものに、あるという話をしてもどうしようもありませんので。

あと、日本電産コパルについては、損害はないと言われれば、確かに発生していないから損害もないということですが、要するに非常に期待を持って進めていただいたことが、こういうことになったと。それは業界だから仕方がないのだということになれば、教訓としてやはりこれを残していただくべきかと思えます。

なぜならば、繰り返しますけれども直前まで支援学校という形をしていたわけでありまして、それを翻してそういった方向を進めたわけでありまして。そうすれば、支援学校に 8 億円か

らをかけてやったことと考えれば、やはりどちらが正しかったのかと思わざるを得ないということで、私は指摘しておきたいということです。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 弁護士につきましては、法律的な解釈を、夫婦だから意思が疎通しているからいいなどということと言ったわけではありませんで、例えば我々はこれは海映さんのほうが主でありましたからお願いをする。だけれども今はちょっと忙しくて、例えばですよ、別に、そうなればそういう意思の疎通は図れる。このほかにでは例えばもう1人ということになりますと、今、市内にはおりません。市外になります。この金額で済むとも思われません。ですので、これは全く問題があることではないと感じておりますが、それは受けとめ方でありますので、市の考え方はそういうことです。

それから、コパルについては、まさにそれで仕方がないと私たちも済ませるということではありません。当然、産業界というのはそういうことがあるし、いい話があっても結果として大変なことになるということも十分理解をしながら——このことが教訓ということでもありませんけれども。

支援学校とここをその部分比較しますけれども、もし、支援学校があそこに決まったとき、では8億円で済んだと思いませんか。言葉としては別に問題はないわけですがけれども、そういうことも、きちんと比較した上でおっしゃるのであればそれで結構ですがけれども、そういうことではない。しかも、中心市街地に近いところに支援学校を持ってきていただいたということで、皆さんからは感謝をいただいております。ただ突然でありましたので、その面の混乱についてはその当時もおおび申し上げましたし、今でもそのことについてはやはり突然であったという感も私も否めませんので、それだけは自分でも自覚しているところであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。第2款総務費に対する質疑を終わります。

○議 長 ここで、歳入質疑時に議席番号20番・腰越 晃君に対し保留していた答弁について、産業振興部長から発言を求められておりますのでこれを許します。産業振興部長。

○産業振興部長 午前中の歳入の審議の中で、県の緊急雇用創出事業の基金残額ということでございますが、平成25年度末ということで52億4,000万円ほどの基金残高ということになっております。以上です。

○議 長 第3款民生費の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは3款民生費についてご説明申し上げます。決算書の133、134ページをご覧ください。1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。これも備考欄の記載の内容でご説明申し上げます。2つ目の丸、社会福祉協議会推進事業費は社会福祉協議会運営費補助及び地域福祉振興事業・福祉のまちづくり事業への補助などですが、人件費の減などにより前年度より360万円減、4,188万円の決算となりました。

次の丸、民生児童員事業費は委員の報償費が主ですが、3年ごとの改正に当たり昨年12月に142名の委員を新たにお願ひしました。委員推薦会委員の報償が皆増となりましたが、ほぼ前年並みの決算額でした。一番下の丸、国民健康保険対策費は、保険税の応益分の軽減分、保険者支援分、職員人件費及び国保財政安定化のための交付税措置された分、出産一時金、一般事務費分を内訳とする国民健康保険特別会計へのルールに基づく繰出金で、前年度より818万円減の3億3,256万円の支出となっております。

次に135、136ページをお願いします。2目心身障がい福祉費です。最初の丸、心身障がい福祉一般経費は、障がい者の生活支援のための相談支援事業などの関係経費です。障がい者自立支援給付費等国庫負担金を初めとする過年度国県補助金等の返還金が3,398万円と大幅増になったことにより、1,559万円増の4,239万円となりました。次の丸、心身障がい者施設負担金事業費は、それぞれ施設の運営費や建設償還金の負担金が主なものですが、ケアホーム整備補助金384万円が新規補助となった一方、昨年度行いました生活介護就労継続支援施設の建設補助がなかったことによりまして、前年度比23.3%減の3,072万円の決算となっております。

一番下の丸、心身障がい者助成事業費3,410万円につきましては、続く138ページお願いします、備考欄記載のとおり交通費、通院費及び医療費等の助成であり、各項目に増減はありませんけれども、一番下の精神障がい者医療費助成が利用者減により50万円減額となったことなどによりまして38万円減となりました。次の丸、特別障がい者手当等給付事業費は、特別障がい者手当155人、障がい者福祉手当33人、経過的福祉手当2人への支給額ですが、給付対象者減のため498万円減の6,031万円の決算となりました。2つ目の丸、自立支援事業費は前年度より4,460万円増、9億3,048万円の決算となりました。これにつきましては、下から2行目の介護給付費が施設の増設に伴い受給者数が6.3%増えたことなどにより、前年度より4,225万円増えたことが主な要因です。さらに県から市へ移管された育成医療給付費232万円の皆増などによるものです。

次の丸、地域生活支援事業費です。前年度比3.6%増の8,721万円の決算となりました。主な増減内容といたしましては4行目の地域活動支援センター委託料で、相談支援センターみなみうおぬまへの障がい福祉サービス等利用計画の作成委託料415万円の減、一番下の行、移動支援費が、市総合支援学校開設に伴います小出特別支援学校通学費補助の廃止によります823万円の減などです。一方増額分は下から2行目、日常生活用具給付費の236万円増。

次の140ページの2行目、日中一時支援給付費、総合支援学校の日中一時支援施設まかろん開設に伴う利用者増による972万円の増額などとなっています。次の丸、障がい者支援介護認定審査費は、前年度に介護保険特別会計から一般会計へ移しましたが、相談支援センターの業務過多解消のため非常勤の認定調査員を雇用したこと、主治医意見書作成件数の増による委託料増で79万円増額となりました。次の丸、浦佐福祉の家管理費ですが、前年度に行った施設改修工事がなかったため、その分65万円が減額となっております。次の丸、心身障がい福祉負担金事業ですが、2つの団体への補助金で前年度と同額です。一番下の丸、心身障がい者医療費等助成事業費は、前年度の医療費助成費から目を移動したものです。利用者数は微減でしたが、

助成件数の増によりまして 317 万円、2.5%増となりました。

次に 141、142 ページをお願いします。3 目老人福祉費です。最初の丸、敬老会事業費ですが、市内 115 会場におきまして開催された敬老会の経費で、ほぼ前年度並みの決算となりました。なお対象者は 8,971 人、参加者は 4,554 人、参加率は 50.8%でいずれも前年度を上回っております。次の丸、老人クラブ推進事業費です。単位会、連合会及び文書作成事業への補助であり、項目ごとの増減はありますが、相対的に前年度比 2.1%増の決算です。単位会につきましては、数、加入率ともに減少傾向にあります。

次の丸、老人福祉施設負担金事業費は、八色園の建設借入金償還金を含む運営費の負担金で、みなみ園ほか 2 園は建設費借入金償還金の負担分で 60 万円増となっております。次の丸、老人保護措置事業費、老人施設入所措置委託料は市外の養護老人ホームへの入所及びやむを得ない措置による市内外特養への入所に係る委託料で、入所者の増により前年度比 211 万円増の決算となっております。一番下の丸、高齢者生活支援事業費では、1 行目の在宅要介護高齢者家族手当で利用者数の減による 81 万円減。最下段の高齢者等要援護住宅除雪援助委託料等が少雪による利用者、利用時間の減によって 189 万円減。

次の 144 ページから 5 行目、紙おむつ給付費で利用者数減によって 75 万円減、これらを理由として前年度より 430 万円減の決算となっております。次の丸の高齢者能力活用事業費では、シルバー人材センター運営費補助金が前年度に引き続き国の補助金減により 3 万 7,000 円と減額となっております。次の丸、介護保険対策費は介護保険特別会計のルールに基づく繰出金で、事務費分で 150 万円ほど減額となりましたが、介護給付の伸びにより給付費分が 4.7%増となったこと、及び介護保険担当部署の機構改革による人件費 526 万円の増などにより、前年度比 3,598 万円増の 8 億 2,827 万円の決算となっております。

次の丸、介護保険事業費は、社福法人が社会貢献の一環として行う低所得者の利用負担軽減に対する補助金ですが、前年度とほぼ同額です。次の丸、介護基盤緊急整備等事業費は、1 介護施設へのスプリンクラー設置及び特養小規模多機能施設の施設整備の開設準備に係る補助金で 1,788 万円、48.1%増の決算となっております。次の丸、老人保健精算費ですが、平成 22 年度で廃止となった老人保健特別会計につきまして、過年度の構成により国県負担金等の精算払いが生じたものであります。一番下の丸、後期高齢者保健事業費 2,239 万円ですが、最下段の健康診査委託料は新潟県後期高齢者医療広域連合から市が受託し、新潟県成人病予防協会に再委託したもので 931 万円の増となっております。

次の 145、146 ページをお願いします。上の 2 行、予防接種委託料それから肺炎球菌ワクチン接種助成金は、平成 25 年度からの新規事業として行いました。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に関する助成で、1 人当たり 3,000 円を 2,928 人に行いました。その下の人間ドック助成金は 1 人 1 万円の助成を 47 人に行ったものです。次の丸、後期高齢者医療対策費 5 億 6,666 万円は、広域連合の共通経費の南魚沼市負担分 2,839 万円とルールに基づき療養給付費の 12 分の 1 を負担したものです。

次の丸、後期高齢者医療対策費、特別会計繰出金は後期高齢者医療に係る職員の人件費や事

務費、保険料軽減による保険基盤への影響を補填するための繰り出し及び一般事務費で、145万円増の1億4,172万円の支出でした。次の丸、市町村認知症施策総合推進事業費は、臨時職員1名の人件費及び講演会等の報償費が主なもので356万円の支出でしたが、事業初年度の平成24年度分の国県補助金の過年度還付金96万円の追加増となっており、その下の介護基盤緊急整備事業費、繰越明許ですが、特別養護老人ホーム1か所の開設に伴う施設整備補助金で大幅増額となっております。

次に4目包括支援事業費です。認定調査臨時職員6人の賃金と次の148ページにあります1行目、介護予防ケアプランの委託が主なもので、介護予防サービス計画の委託件数が増えたことなどにより、207万円増の2,633万円の決算となっております。

引き続き5目国民年金事務費です。決算額14万円で49万円の減ですが、年金保険料の免除申請期間が2年訴求できるとした、制度改正に対応するためのシステム改修を8万円で行ったものが主なものです。次に6目社会福祉援護事業費、丸の社会福祉援護費です。2行目の市遺族会の補助金は、5つの遺族会会員数の減による17万円減です。下の行、災害見舞金の内訳は、住宅火災の全焼5件、半焼1件と死亡1人への見舞金で40万円の増となり、総額で22万円増の決算となっております。説明が遅れましたけれども、その下にある予備費充用額の支出につきましては、災害見舞金への10万円、それから同ページ一番下の行、福祉施設管理運営費、施設修繕工事費のうちのボイラー修繕、これは大和の湯咲荘のボイラー修繕の関係でそこに充用したものです。

それから7目生きがい福祉施設管理運営費です。丸の福祉施設管理運営費は、福祉センターと大和・塩沢の老人福祉センターの指定管理3施設の運営費等で、各施設の利用者数はしらゆりで286人、大和老人福祉センターで137人、塩沢老人福祉センターで291人の減となりました。前年度に比べ施設修繕工事費の減などにより45万円の減となっております。

続きまして149、150ページをお願いします。一番上の丸、福祉施設整備事業費は、しらゆりの窓ガラスコーティング工事、駐車場消雪設備の洗浄、オーバーホール等の修繕工事などの実施により198万円増となっております。

次に8目老人ホーム魚沼荘管理運営費です。丸の魚沼荘施設管理運営費は、841万円増の1億1,663万円となりましたが、増加の一番の要因は後ほどご説明申し上げます、相談生活支援業務委託料が大きく増加したことによるものです。施設管理の経常経費につきましては全般的に減額となっておりますが、次の152ページをご覧ください。152ページ下から4行目、相談・生活支援業務委託料が前年度比1,104万円の増となりました。これは市の社会福祉協議会の生活支援業務に臨時支援員1名、相談員2名を増員し、新規に臨時看護師2名の業務を追加委託したことによります。その他の項目では、消耗品、燃料費、電気料で増額となったほかは減額決算となっております。

次に153ページ、154ページです。下のほうの丸、魚沼荘改築事業費です。この8,726万円は平成26、平成27年度で予定の改築事業のための用地測量、設計業務、ボーリング調査等の委託業務、用地購入などに要した経費が主なものです。

はぐっていただきまして 155、156 ページです。同じく丸、魚沼荘補助負担金事業、これは魚沼荘に係る各種負担金で前年度同額です。以上、1 項社会福祉費合計では、自立支援事業費の介護給付費や介護特別会計繰出金の増、魚沼荘改築工事関連経費の増額などにより、前年度より 3 億 1,160 万円、8.7%増の 38 億 7,964 万円の決算となりました。なお、繰越明許費 1,935 万円につきましては、魚沼荘改築付帯工事に係る工事請負費分です。

次に 2 項の児童福祉費です。1 目子育て支援費、児童福祉総務費です。最初の丸、子育て支援総務費は、出生祝い用の紙おむつ用ごみ袋の購入が主なもので、前年度より 35 万円減の 100 万円の決算となっております。出生数の減による支給品購入費減などが主な要因です。次の丸、学童保育対策事業費は、15 の学童クラブ運営に係る経費で前年度より 327 万円の増の決算となっております。主な増加要因は、NPO 法人委託に係るクラブ数が 1 増え、これは蕨神クラブですが、利用者数も増加したことによるものです。

次に 157、158 ページです。最初の丸、学童クラブ施設整備事業費は、蕨神クラブを設置するための改修費及び上田クラブ建設のための設計等に係る費用が主なもので、258 万円の増額となっております。次の丸、ほのぼの広場事業費は、大和、六日町、塩沢での設置に係る費用で、3 会場の延べ開催日数は 585 日、利用者数は 3,147 人増の 2 万 481 人でした。利用者数の増に伴い日々雇用、臨時職員の賃金が増え 43 万円の増の決算です。次の丸、ファミリーサポートセンター事業費ですが、3 月末の会員は 178 人、年間活動回数は 49 回で、前年度に比べ利用回数が減少し 7 万 5,000 円の減額となっております。

次の丸、マタニティ・育児教育費は、生後二、三か月の保育担当者を対象とした育児学級における医師への講話報償費で、育児学級は 91 人、両親学級、マタニティ教室は妻 73 人、夫 57 人の参加でした。次の丸、子ども医療費助成事業費、県単ですが、平成 25 年 9 月診療分から入院、通院ともに一、二子世帯についても中学校卒業まで助成対象年齢を拡大したことなどにより助成金が増え、前年度より 178 万円増の 7,690 万円となっております。一番下の子ども・妊産婦医療費助成事業費これは市単独ですが、前年度より 460 万円減額の 8,360 万円の決算となりました。これは子ども医療費が 1 件当たりの支払額の減及び件数の減により、助成額が減額したことによるものです。

次に 159、160 ページをお願いします。最初の丸、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、受給者数の増に伴い支払件数が増えたこと。1 件当たりの支払額が増えたことなどによりまして、前年度比 51 万円増の 2,713 万円となっております。その下の不妊治療医療費助成事業費は、申請延べ件数 56 件で前年度より 14 件の増となって、決算額も 60 万円増えております。その下の養育費医療費助成事業費、県単の 175 万円は、平成 25 年度に県から市に事業が移管されたもので、10 人対する養育医療に係る費用です。なお 1 目に前年度までありました遊びの教室は子ども若者育成支援センターに移管したことにより、平成 25 年度はなくなっております。

次に 2 目児童措置費です。1 番目の丸、児童扶養手当支給事業費ですが、受給者の増などにより前年度より 317 万円増の 2 億 2,982 万円の決算でした。次の丸、児童手当支給事業費ですが、これは前年度までの子ども手当から変更となったもので、支給対象児童等の減により前年

度の子ども手当 2 月分と児童手当 10 月分の合計額により、3,528 万円減の 9 億 8,904 万円となっております。次の丸、母子家庭自立支援給付金事業費の高等技能訓練促進費は、14 万円減の 627 万円です。これは資格を取得するための養成機関で 2 年以上のカリキュラムを受講する際の生活費を支給するものですが、受給者が前年度と同じ 5 人であったため、ほぼ同額となっております。なお、平成 25 年度入学生から上限 2 年、3 年以降は母子福祉貸付金となり、父子家庭も対象となっております。

一番下の丸から 4 目児童福祉施設費となります。ここの予備費充当額 217 万円ですが、これは 166 ページに記載の保育園施設整備事業費のところにあります保育園修繕工事費ですけれども、上長崎保育園それから中保育園のアスベスト対策に係る工事請負費に充用したものです。159、160 の常設保育園管理運営費は、203 万円増の 3,946 万円の決算となりました。

161、162 ページをお願いします。162 ページの中段、修繕料で各保育園の小規模修繕の計で 96 万円、下から 7 行目の建築物定期調査 148 万円増のほかは管理費等の節減により全般的に減額傾向でしたが、次のページの最終項目の中断にあります過年度国県補助金等返還金が大幅に増えたことが増額の要因です。同じく 164 ページですが、中断の常設保育園保育費は 516 万円増の 5 億 1,814 万円の決算額です。主な増加の要因は加配保育士分、産休代替分の賃金が 1,260 万円ほど減となった一方で、1 行目の臨時保育士、助手等の賃金が 1,979 万円ほど増え、賃金全体では約 700 万円増えたこと、及び一番下の行、他市町村への保育料委託が 175 万円増えたことによります。

はぐっていただきまして、165、166 ページです。最初の丸、公設民営保育園委託事業費は、めぐみ野、上町、浦佐認定こども園の 3 園に対する委託料と、平成 24 年度までの延長保育促進事業補助金にかわる特別保育促進事業補助金で、公設民営のめぐみ野、上町、浦佐認定こども園の施設ごと、事業ごとの園児数の増減の結果により、前年度 182 万円増の 3 億 7,271 万円の決算となっております。次の丸、私立保育園委託事業費は、野の百合、わかば、金城と平成 25 年に新たに加わった「むいかまちこども園」の私立 4 保育園に対する委託料及び特別保育促進事業補助金で、1 園追加によって 9,002 万円増の 3 億 2,927 万円の決算となっております。次の丸、保育園施設整備事業費は保育園の修繕に関する経費です。塩沢保育園ほかのトイレ改修及びエアコン設置工事の増、さらに余川保育園解体工事の追加により 2,091 万円増の 2,962 万円の決算となっております。

次の丸、認可外保育施設補助事業費は、認可外保育施設の一時預かりや休日保育などに対する補助金で、休日保育の増により 22 万円増の 811 万円の決算です。次の丸、医療施設病児・病後児保育委託事業費の特別保育事業等補助金は、萌気診療所で新規に実施しております病児・病後児保育に係る補助金で項目を新設したものです。平成 25 年度の利用者は 385 人で 715 万円の決算でした。次の丸、児童福祉補助・負担金事業ですが、本項目は平成 24 年度は萌気会と野の百合福祉会に対する病児・病後児保育施設整備事業補助金を含んでいましたが、先ほどの新設で動かししましたので、最終的にはこの 2 つの負担金が残ったものです。一番下の児童福祉補助・負担金事業、繰越明許ですが、私立認定こども園整備事業費補助金は、金城保育園の園整

備に対する補助金です。

次のページ 167、168 ページです。丸の保育園大規模改修事業費 651 万円は大木六、上長崎保育園の耐震診断・補強設計業務委託料の皆増です。以上、2 項児童福祉費合計では、私立保育園委託料の増もありましたが、保育園運営費や大規模改修事業費の減、保育園整備事業がなかったことなどから、前年度より 3.4%、1 億 158 万円減の 29 億 798 万円の決算となりました。なお、繰越明許 388 万円につきましては、子ども子育て支援制度に係るシステム導入のための委託料分です。

次に下の表、3 項生活保護費です。1 目生活保護総務費、最初の丸の生活保護一般経費は、生活保護事業に係る一般経費ですが、下から 5 行目の子ども健全育成事業を新規に行ったことなどから、前年度より 269 万円増の 1,466 万円となりました。2 目生活保護扶助費です。丸の生活扶助費の生活保護費は、医療費の増などにより前年度より 3.0%、676 万円増の 2 億 2,927 万円の決算となりました。

169、170 ページをお願いします。丸の生活保護施設費は、長岡市及び柏崎の 2 救護施設に入所している 11 人分の事務費負担金で、事務費単価の増がありましたけれども、お 1 人が亡くなったことなどによりほぼ前年同額の 2,025 万円となっております。

3 項生活保護費の合計では、生活扶助費の伸びなどにより前年度比 3.7%、944 万円増の 2 億 6,419 万円の決算となりました。

4 項 1 目災害救助費、丸の災害・弔意援護費です。250 万円は平成 24 年度豪雪で重度障がいとなられた方お一人への障がい見舞金で、4 分の 3 を県負担により行ったものです。以上、民生費歳出合計は 70 億 5,432 万円で、心身障がい福祉費や介護施設整備事業費の大幅増などにより、前年度比 2.9%、1 億 9,805 万円の増額決算となりました。以上で 3 款の説明を終わります。

○議 長 民生費に対する質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では 4 項目、質問事項にすると 5 つになるのですが、順々にお聞きいたしますが、134 ページ、社会福祉協議会に関連しまして 2 点お伺いします。社協への委託事業が大分数が多いと思うのですが、ここら辺は委託事業の具体的に数字は出てこないのですが、社協のほうに委託をしているということで、重要な事業もいっぱいあるのですが、その進行管理とかどの程度成果があったか、これからどう改善したらいいかという連携ですよね。そこら辺がどうなっているのかというのを 1 件、ちょっと数字的ではないのですが、まず社協に関して 1 点。

そして、社協の委託事業の中で私が正直期待している事業で、なじもネットがあるのですが、それにつきましてどうなっているのかということでもあります。多分実績としては余り伸びていないのではないかと推測をするのですが、伸びていないとすればどこに問題があるのか。私はこういう支え合いみたいな事業は、今後ますます重要になると思うので、できたらいい方向にどんどん伸びていってもらいたいという観点で、社協のほうとどういう打ち合わせをしながらこの事業を伸ばして——伸びているのだったらまた別ですけど、伸ばしていこうとしているのかということをお伺いしたいと思います。

138 ページ、人工透析の通院費助成の関係であります。いろいろ説明あったかもしれませんが、これからちょっと医療再編それでとりわけ来年度のちょっとごたごたした中では、この人工透析は大変私は気になるところです。通院費の助成がどういう範囲で利用されているかです。それで透析を受ける場所が変わってくると、またその辺がちょっと難しい状況になるのかなという、ちょっと心配なところがあります。とりあえず利用者が今現状の中でどういう範囲で通院費の助成を受けているのかというところを、例えば六日町地区の人が六日町病院とか、大和病院とか、そういうところの人数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

160 ページ。母子家庭自立支援給付金事業費があります。説明がありまして、内容的にはわかったのですけれども、制度が始まりましてもう 3 年、4 年、5 年ぐらい多分たちますので、2 年、3 年の支給の範囲が過ぎてくるわけですけれども、支給を受けられて、そしてその後の就活といいますか、そういう状況はどうなっているのか。それで、就活の支援等までするのかしないのか。自己の努力かもしれませんがそこら辺の状況を、制度が始まって三、四年たっていますので、教えていただきたいと思います。

もう 1 点、済みません、168 ページです。生活保護の関係で歳入のところでもちょっと質問させていただいたのですけれども、生保の 63 条、78 条の関係で大分未納の金額が 980 万円ぐらいでしたかあるわけです。大変たまってしまったのですけれども、お話を聞いていればやむを得ない部分もあるのですが、ここまでたまと今度は回収といいますか後処理も大変だと思います。例えば資力があってとりあえず払わない方への徴収といいますか回収は、どのような体制でやっているのか。もう 1 つ一番問題は、不正も何件かあるわけですし、不正防止のための入り口の段階での体制というのはできているのかという、そこら辺のところを教えていただきたい。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 それでは最初の 3 点ほどの質問にお答えをしたいと思います。社協の委託に関する市の関係といいますか連携の部分ですが、社協さんの理事会のほうに私が理事の中に入っておりますので、その中で運営については意見を述べる機会もありますし、それぞれ決算等の数字についても目を通すことが可能ですので、その中で連携をさせていただいております。

2 点目のなじよもネットの関係でございますが、こちらのほうは先ほど議員が言われたように社会福祉協議会のほうへ委託をさせていただいておりますが、平成 22 年からなじよもネットということで開設をさせていただいております。当初のサポーター登録者数につきましては 48 名、昨年度末で 89 名、利用者登録数につきましては、当初 40 名でスタートして、昨年で 114 名ということで、少しずつではありますが増加をさせていただいております。

ちなみにサポーター養成講座のほうを終了された方は、昨年度末で 163 名ということでございます。こちらのほうの今後ということでございますが、制度につきましては生活の中でのちょっとした困りごとを地域の中でお互いに支え合うという、有償での住民相互の支え合い活動ということで、大変有用な体制であると考えております。

ことしも今週の 9 月 18 日に市民会館で多くの方になじよもネットの参加利用を呼びかけるた

めに、特別講演としまして「尾木ママからのメッセージ」と題して「元気の秘訣」ということで第1回目の講演が予定をされています。この中でまた呼びかけを行ったり、市のほうの広報で周知に努めているということでございます。今後につきましても社協さんと協力をしながら、機会を通じて周知啓発に努めていきたいと考えております。

あと、人工透析のほうの関係でございますが、こちらにつきましては助成のほうは通勤距離によって月額1,500円から2,500円の各段階で支給をしているという制度でございますが、昨年度の利用者人数としましては、47の方が利用されています。延べ人数では574人ということになっておりますが、ちょっと病院ごとの人数は把握しておりませんので、総数ということでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 お尋ねの件でございますが、まず、母子家庭自立支援給付金事業の中には自立支援教育訓練給付金というのがございますが、残念ながら実績がございませんので、私のほうでは今、高等技能訓練促進費ということでございます。対象者というか受講者の方は今5人ございます。全部看護師さんでございまして、今、北里に3人それから長岡のほうに2人行っております。この件につきまして、最初非課税世帯と課税世帯において、いわゆる給付の額が違っておりました。ただ、給付額が違っておりましたのは非課税世帯ですが、最初は14万1,000円だったのですが、平成24年からは月10万円になっております。

それで就活というお話がございましたけれども、一応来年、平成27年の7月1日から、受講が終わり次第順調に行けば職についていただけるものと考えております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最後のご質問の生活保護費の関係の78条ですが、議員ご指摘のとおり78条に該当する方というのは、やはり受給のときからいろいろな手を使って虚偽の申告ですとか、所得を隠したりするという悪質な件数が目立ちます。現在、歳入のところでもご説明申し上げましたが、今のところ4人分で130万円ほど未収がございまして、その方々といろいろ交渉しながら、中には分割で納めてもらうという約束をされている方がおりますけれども、行方不明の方もいるということで、なかなか徴収は難しい状況になっております。

今年度から法が改正されまして、保護費から天引きということができるようになりましたが、これはあくまでも本人の同意が必要だということと、そこから天引きして果たしてその生活が成り立つかどうかというのがあるのですけれども、もちろん随時面接、それから収入調査等をやっておりますので、その時点で悪質であれば法的措置もやむを得ないという話はさせていただきます。

実例としまして今年度、実際かなりの収入がありながら不正に受給していた人につきましては、ちょっと警察とも相談して法的な措置をとろうということで進めております。生活保護という名を借りて悪質な取得をしているという方につきましては、厳格に厳しく対応していかなければならないと思います。ちょっと厳しい部分もありますけれども、そのように対応したいと考えています。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ありがとうございます。そのうちの2点だけちょっとお伺いしますけれども、まずなじょもネットの関係です。今ほど課長が最後におっしゃいましたように、本当にいい制度だと私は思いまして期待しているのですけれども、残念ながらやはり使う範囲が限られてしまうというか、もうちょっと自由に使えるというところがあると、非常にこれから本当に役立つ事業だと思うのです。そういう観点で社協の方々と、また制度自体、法律的なことも含めて、どうしたら広げていかれるかという検討もしてもらいたいのですけれども、そういう考え方がありましたらまたお考えをお伺いしたいと思います。

もう1点、あと母子家庭自主自立給付金との関係ですけれども、平成27年の4月からうまくいくと就職できるのではないかという話です。けれども、これは資格を取るための勉強の資金の支給でありますので、もし、2年なり3年なりこういうふう支援していて、資格の問題ですから資格が取れなかったとか、そういう場合に支給されている額みたいなのはどうなるのか。そしてまた平成27年7月にはうまくいくと就職されるということですが、先ほど言いましたように、それはやはり自己努力といいますかそういう関係なのかという、そこだけはお願います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 それでは、なじょもネットの関係でございますが、こちらまたシルバー人材センターのほうで活動している部分というものがございまして、その部分を基本的にはなじょもネットのほうでは侵さないといいますか、すみ分けをした中で活動させていくということで、基本的な活動については考えさせていただいております。

いずれにせよ、こちらのほうは住民相互の助け合いの精神に基づくもので、利用負担を余り意識せずに利用できるという部分が、一番のメリットかと認識しております。まず、市民の皆様にご存知いただくことが最重要と、今の段階では考えておりますので、今後とも周知のほうに努めさせていただきたいということで考えております。以上でございます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今のご質問の趣旨は、いわゆる資格が取れなかった場合はどうするのだということだと思います。実はこの制度につきましては、看護師さんの場合だと大体4年間あります。額は科目によって違うのですが、当初はその4年間なりを全部給付するということがあったのですが、平成26年の10月1日から、例えば4年間の修業年限であっても2年間で終わりますと。残りについては母子福祉資金貸付金というのがございまして、それを借りてくださいと、国がそういうふうに変えてきました。そ私どもは非常に大変だということで、それについては、例えば市として何らかの形をもって支援する方法はあるのかどうかと、そういうことも踏まえて検討はしております。けれども、なかなかちょっと国のほうもそういった制度改善——改善というかかなり落としてきましたので、そのあたりについて今、検討しているところでございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 最後の件だけです。制度が変わって、そこであふれる部分はちょっと検討していくということはわかったのですけれども、私が聞きたいのは、資格が取れなかったときに、今まで2年間なり3年間支給というか支援したのですけれども、そういうのはどうなるのかというごく単純な話です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 失礼しました。基本的には取れないとそこで支援はないと、いわゆる継続性はないということになります。（「返すのですか」と叫ぶ者あり）お金は返しませんけれども、継続は打ち切るという形になります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 2点ほどお伺いします。140 ページ、浦佐福祉の家の燃料費ですが、平成 23 年決算が 20 万円、平成 24 年決算が 49 万円、倍以上ですね。平成 25 年の今回の決算が 71 万円という燃料費になっているのです。どういう理由があったのか、その辺の推移を説明いただければと思います。

それからもう 1 点、142 ページの老人クラブ費が、やはり年々減っている。加入数もクラブ数もということで、これが実態ですけれども、お年寄りの方々のコミュニティーが崩れている、ひいては後ほど医療費の増加に、もしくは介護費の増加に向かっていくのではないかという懸念があるのですが、市としてその辺の方策は考えられているかどうか伺いたいと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 最初の浦佐福祉の家の燃料費の関係でございますが、こちらのほうはそれぞれの年度で精算をさせていただくという委託内容になってございます。その関係でやはり冬季寒いと燃料の量がかかるということでございますし、昨年あたりですと今度逆に単価アップということで、大幅に燃料費のほうが増えているという実態となっております。

2 点目の老人クラブに関連しての高齢者の活動に対してのことでございますが、確かに老人クラブのほうのクラブ数が減少ということになっておりますが、高齢者の方はそれぞれグラウンドゴルフとか運動会、サークル活動、茶話会等さまざまな活動をしております。このようなかでそれぞれまたコミュニティーが造成されると思いますし、健康増進のほうにも役立っていくのかなということで考えております。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 燃料費のほう、単価とか寒さもあるのでしょうかけれども、20 万円で済んでいたものが今回 71 万円、果たしてこのようになっていくのかどうかということが、ちょっと単価と寒さだけで解決できる増加量だろうか、これはちょっと疑問があります。

もう 1 点、今ほどいろいろな場面でコミュニティーはできるという話はわかりますけれども、そこに出られる人、参加する人はそういうコミュニティーに参加しますけれども、老人クラブに入らないとか、そういった方々のことの対応を考えているかという、その辺を伺いたかったのです。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 老人クラブにつきましては、一応老人クラブとして存続させるための数とか規模の規定がございます。あとまたうちのほうで助成している部分での手続きが煩わしいと思われる団体もございまして、そのようなことから団体からは抜けておるのですが、実態としては小さいクラブとして存続しているというところも多数あります。その辺の部分は数の減少はありますが、実態としてはそう以前と変わらないという認識でおります。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の浦佐福祉の家につきましては、こちらもちよっと経年的に余り調べていなかったところがありますので、ちゃんと管理をしていきたいと思っています。

老人クラブに関しましては、これは全国的に加入者が少なかったりする傾向にあります。大体 60 歳以上が加入資格があるということですが、高齢者が元気で上で活用していますので、なかなか 60 になってもすぐに入れないというのがありますし、高齢者のほうもお年を召してなかなか活動ができないという、2層化という感じがあって、老人クラブの今後のあり方自体に課題があると思っています。ひっくるめて老人クラブに皆さん入れというのはなかなか今後無理な話だと思っていますので、これは私どもの市だけではなくて、いろいろ問題を含んでおります。名称が悪い、気に入らないというのもあったりして、その対策を考えるという記事を見たことがあります。そういったことも含めてちよっと検討する必要があるのではないかと考えています。以上です。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 1点目は了解しました。ちよっと調べてみてください。

そして2点目のことについては、いかに行政側として能動的に老人に関わっていくかということ、その思いをちよっと伺いたかったのです。ただ現象的に多分今までどおりにやっているのだからではなくて、介護予防なり医療費削減への対応として、行政側から能動的に前向きに行ってほしいと、そういう意味で発言させてもらいました。終わります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず 142 ページ、在宅要介護高齢者家族手当の実績でありますけれども、平成 24 年度は 164 世帯、平成 25 年は 137 世帯ということで、かなり世帯数が減ったわけでありまして、該当する世帯が減ったという事情なのかお聞きをいたします。

それから 158 ページ、子ども医療費の県単と市単独でありますけれども、県単については中学卒業まで延びたということで件数は伸びている。1人当たりの医療にすれば若干減ってはいるのでしようけれども、市単独のほうで市のほうでは、県単のほうでそれを延ばしたということに合わせて月 4 回までであった部分を、今度はそれ以降については一部負担から全額を助成すると変えたわけでありまして。全体的に子どもの数が減っているということで、460 万円ほど減ったということでありましたけれども、それ以降全額助成という部分で、実績が伸びているのかどうかというのをちよっとお伺いいたします。

それから、164 ページ、常設保育園保育費であります。午前中の質疑の中にもありましたけれ

ども、保育士の正職と臨時という問題がありました。成果の中を見ますと、保育士の正職は 129 名となっておりますが、臨時は大体では何人くらいで、ただ単に引き算をした分でもいいのかというところをお聞かせ願いたい。

あわせて公設民営とも含めまして 3 歳未満児のほうが増えていると、あわせて病後児・病児保育が増えているということで、子ども 1 人当たりの公でのほうは 1 人幾らかと、民は幾らであったか。毎年お聞きしていますけれども、この部分の格差がほぼ縮まってきて、数万円程度ではなかったかと思えますけれども、子ども 1 人当たりどのくらいかかったかということでお伺いをいたします。

それから、170 ページの災害救助費の関連でありますけれども、東日本大震災の被災者受け入れの現状ということで、平成 25 年度は 24 名の方を受け入れているということでありました。当初から見ればかなり減ったということがありますけれども、ふるさとへ帰りたいという非常に強い思いをお持ちであったと思えますが、南魚沼市に職を求めて就労と、そういう方が平成 25 年度に実際出たのかどうかというところをちょっとお伺いします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 点目の家族手当の関係でございますが、こちらのほうは確かに議員の言われたように、件数としては平成 25 年度は減っているという状況でございます。こちらの制度につきましては要介護 4 以上の方で、4 月 1 日から 9 月 30 日の間に 3 か月以上在宅で介護している家族に支給されるもので、介護施設が近年整備をされましたのでそちらの特養等へ、それぞれ重篤の方が入所されて、家族手当のほうは数が減ったということでございます。以上でございます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、医療費について伸びたかどうかというご質問だと思うのですが、基本的に医療費はそう余り大きな伸びはございません。それで、前回も私どもは例えば 4 歳、5 歳とか、いろいろ 5 歳の誕生日まで無料にしておるわけですが、基本的にはずっとほぼ同じような割合で推移をしております。

それから、臨時職員の数でございますが、今、平成 26 年 3 月 31 日現在で臨時保育士のほうですが 182 人、育士とは保育助手になりますが、182 人で、うち有資格が 82 人という形となっております。

それから 1 人当たりの保育園の経費になりますが、まず公立のほうで 1 人当たりが 105 万 6,607 円と、それから私立のほうで 99 万 2,920 円という形になってございます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 東日本大震災での避難者の皆さんの職を求めた数ということですがけれども、ちょっと手元で資料を今用意してありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 平成 25 年度末の部分でございます。避難者の数が今ほど言いましたように、これは 3 月 7 日現在のものですが 28 名おりまして、当市への避難者はほとんど実家なり親戚のと

ころへ来ている部分でございまして、市に永住しようという意志を持っている方は2名でございました。その方々の、ちょっと失礼な言い方ですけれども、高齢の方々でいらっしゃる、実際パートなりの仕事はしているかもしれませんが、ほかの方については同じくパート等はやっておりますが、こちらに住んでそのまま職を求めてという方は平成25年度末ではいらっしゃいませんでした。ただ、避難してきている方の中には、現在もう職をお持ちで家族はこちらにいて、それこそ福島の関係のほうの仕事をそのまま続けている方も、数名はいるような状況でございました。平成25年度末での状況です。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2点お伺いいたします。142ページの下の方の高齢者生活支援事業の中の下から3行目、緊急通報事業委託料の関係であります。ひとり暮らしのお年寄りも含めて非常に安心を与える事業だと思っております。今の事業の現状ですね、まずそれをひとつ教えていただきたいのと。

結びつきが大分希薄になる中で、男の人で例えば60代の人もそうですけれども、やはりひとり暮らしと。結婚なさらないで親が亡くなるというケースが結構あるのですが、その上で要件緩和、要件を緩和するという方向を考えていらっしゃるかどうか。そこを1点聞きたいと思っております。

2つ目、158ページの2つ目の丸、ほのぼの広場事業費のところではありますが、資料によりますと、先ほど言ったとおり3会場があって2万人を超える利用という報告でありました。今後これを拡充して、ニーズが高いと判断して、例えば塩沢会場は火、水、金ということですが、月や木も含めて充実させるというお考えがあるかどうか、その2点お伺いします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1点目の緊急通報装置の関係でございますが、昨年の方の月平均利用者数としましては171世帯となっております。前年については181世帯ということでございます。こちらのほうは急病とか緊急時に警備保障のほうで現地のほうへ駆けつけるという体制をとっていることから、余り対象者数を増やしますと、実際万が一にもあったときには、きちんと対応できるという部分が担保できなくなる恐れもございまして、こちらにつきましては本当に必要な方について、通報装置を貸与した上で対応してまいりたいと考えております。

また、こちらの利用者負担もいただいておりますので、余り必要性のない方は逆に費用だけ払ってしまうという部分もございまして、その辺はある程度線引きをきちんとして、対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今のご指摘のほのぼの広場でございますけれども、当然要望が多ければ拡充できる方法は検討したいと思っております。特に大和のほうで国際大学の関係もあつたりして、それで結構言語が英語をも使わない子どもさんもいますので、そういった対応をする人材も当然必要になってまいります。そのあたりも総合的に検討しまして、先ほど申しましたように、

なおかつ要望があれば、そういう形で考えていきたいと考えております。以上です。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 今の説明で様子がちょっとわかりましたが、繰り返すようではけれどもひとり暮らしが増えてきて、安心を与えるという意味でもその辺をぜひ受けとめていただきたいというのが 1 番目の 1 つです。

2 つ目のほのぼのについては、ぜひニーズ調査も含めてやっていただくということを申し上げて終わります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 点ほどお聞きいたしますが、決算資料のほうの 27 ページでちょっとお聞きしますが、敬老会が出ております。私もきのうとおとといと地域の敬老会に出て、米寿の感謝状を市長の代理で読み上げてきました。昨年までは確か何かこう額つきで、ことしは普通の賞状で筒とあれが来たのですけれども、額つきと紙だけだと大分もらった人も、また額を買ってしなければだめだということです。そこら辺は、今後多くなって、これからは額はもうつけないのだということでしょうか。

きのうもかなりの——2 日間ですが私は 8 人ぐらいに渡してきたのです。それと同時にこの中で敬老会の参加率が 50.8%と非常に少ないのですが、これは何か。いつでも敬老会事業はやってもいいというようになっていきますけれども、どうしてこんなに敬老会の参加率が少ないのか。うちのほうなどは非常に役員の皆さん方は真剣です。相当参加率が高いのですけれども、その点について聞かせてください。

それともう 1 つ。これと同じ 29 ページに国民年金の事務費で、第 1 号被保険者の強制加入とありますけれども、今まで国民年金に加入していない方というのは、かなりまだいるのか。そこら辺についてちょっとわかったら教えていただけますか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の敬老会にお配りする祝い状の関係です。この件につきましては、数年前から内部で議論になったところです。と言いますのは、祝い状は 88 歳の米寿を迎えられた方に敬老会のときにお渡しいただくようにということで、区長さんにお届けしております。検討の内容と言いますのは、県も 100 歳のお祝い状は筒で贈っているということ、それからもう 1 つが、これ全部ではないのですけれども、区長さんが敬老会の会場へ持って行ってそれをお渡しするのですけれども、渡した後の取り扱いが、ちょっと重いものですから大変だということ。それから、人によっては市がつくった賞状だと、もうちょっと金縁のほうがいいので家に帰ってまた入れかえるとか、そういった声もお聞きますので、果たしてこれを皆さんに額に入れて贈るのがいいのかどうかということをちょっと考えたところです。

それから経費でいうと大したことはないのですけれども、筒と額では、今年度は 450 名ぐらいの方が米寿を迎えられましたので、その差額は 20 万円程度なのでそれは大したことがないと言えば大したことはないのですが、ほかの例にも倣ったりして今年度は筒でお渡ししようということで検討して決めましたので、ご了解いただきたいということでお願いしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民年金の未加入者の実態について、ただいま調べておりますのでちょっと保留をさせていただきたいと思います。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 敬老会で米寿の88歳というと非常にめでたい。88年間生きてこられて、南魚沼市で、大したことがないという経費でありますけれども、やはり額縁をちゃんとしてやるべきだと私は思います。紙をそのまま、本来なら区長が直接もらってきて本人に渡せばいいのだけれども、こうして懇親会場の中でめでたいことであって、とにかく市議会議員から渡していただきたい。私はずっと何年も地域で渡しているのですよ。これから米寿の方が多くなるかもわからないけれども、せめてそのくらいのことをしてやらなければ、せっかくの敬老、88まで生きてきて、ちょっとそこら辺市長、もう少し考えるべきだと思いますけれども、どうですかね。

○議 長 市長。

○市 長 私が毎年100歳の皆さんのところを——該当者全員ではありません、おいでにならなくても結構だという方もいらっしゃいますし——回っておりますが、きのうは12名の方を回ってきました。これは内閣総理大臣と県知事とそして南魚沼市長からのお祝い状と記念品等であります。内閣総理大臣も県知事も額がないのです。紙のままです、筒もない。そこで、100歳の方がそういう状況、先ほどちょっと部長が触れました。88歳、額が別にお金がどうこうということばかりではなくて、やはりそういうふうにやることで100歳というより——ことしは22名の方が100歳になったそうではありますが——そういうほうがいいのではないかと。

それから、やはり私も何度か聞くのですけれども、市の額は安くてよくないのであんなものをつけてもらわなくてもいいと。記念だから自分で買うから、そんな面倒なことをするなど。こういう声もやはり聞こえるのです。

また、敬老会に、該当の年齢になっても出ない方、主にそうですけれども、1人2,000円もかけてそんなことは全然しなくてもいいと。何を無駄遣いしているのだというご指摘もあります。それはちょっと行きすぎであります。額についてはやはり考えてみましたら、ご本人が額がいなければそれでいいですし、もし必要であれば安いものから高いものまで用意してありますので、そういうことのほうがいいのではないかとということで、ことしから一応額なしと。筒に入れてそしてお渡しするというところに改めさせていただきました。

決して88歳を祝う気持ちが薄れたとか、福祉の後退だというつもりではないわけでありまして。やはり100歳との部分も比べますとそういうことで、ということに踏み切らせていただいたところではありますが、ご理解をいただければと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどの敬老会のことで答弁漏れがありましたので、ご報告申し上げます。敬老会の参加率が50%ということですが、先ほど説明申し上げましたけれども、実は前年度より対象数が増えておりまして、参加者数も増えております。大体ここ数年50%くらいです。お

としては 50.4%だったのですが、平成 25 年度は 50.8%です。もちろん対象者数の中には寝たきりの方も含まれますし、入院されている方も含まれますので、参加者数の中にはカウントできないのですが、50%以上ご出席ということであれば、かなりの出席率ではないかと。そういうことを考えれば、かなりの出席をいただいているのではないかと考えるところです。

それから、先ほどの祝い状の額の件ですが、今回、区長様に祝い状をお届けするときにその旨を説明申し上げまして、何とかご理解をお願いしますということでした。中にはちょっと私どもの説明が足らずに、区長さんのほうからご理解いただけなかったところもありましたので、今度からは十分な説明をして、ご了解いただくようにしたいと考えております。以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 国民年金の加入のお話がありましたが、基本的にこれは強制加入でありまして、20 歳を過ぎて 3 か月くらいしますと、手続きをされていない方も強制的に加入をしますので、形式的には未加入の方というのはいらっしゃるかもしれないとお考えいただきたいと思います。ただし、年金の掛金、保険料を払っているかどうかということになると別でありまして、平成 25 年度末の納付率、納めていただいた金額の率であります。これは人数の把握はちょっと難しいのですが、金額で 73.4%収納されているという数字がございます。以上であります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 市長からも部長からも一気にきました。これはやはり認識のね——敬老会が 50. 幾つで、これでもう十分だと、そういうふうな認識でした。私は正直言ってとても参加率が多いという数字だとは思っていません、やはり半分ですから。せっかくの敬老会で、1 年に確か 1 回だけするわけだけれども、できるだけこういった仲間と一緒に参加していくと、そして元気になっていただくと、そういうことも大切なことだと思っておりますので、できるだけ敬老会には参加するように指導するべきだと私はそう思っています。

それと額は、それはいろいろな認識をする方が、そんなものいないという人もいるし、またそれぞれいると思いますけれども、でも中には額つきのほうがありがたいという方も相当いますよ。南魚沼市長井口一郎代読でもってここへ来るのですから、市長の名前でちゃんと渡すのですから、今後せめて額くらいはつけて米寿の祝いはしていただきたいと、私はそういうふうに思っています。

年金のほうはわかりましたので、これで終わります。

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 項目質問をさせていただきます。156 ページ、学童保育対策事業費ですが、基本的には保育に欠ける子というふうになるかと思うのですが、かなり多くの子どもたちが学童保育を利用している、そういう状況であると思っております。そういう中で指導員、指導者の人員確保というのが大変であるというふうには、この間もずっとお聞きしてきているのですけれども、どうなのでしょう。平成 25 年を振り返った場合に、きちんとやはり求める人材が確保できたのでしょうか。もし、できないのであれば問題点、課題としてどういうものがあるの

か、お伺いをしたいと、それが1点目です。

もう1点は、探したのですが見つけれなかったもので、資料のほうの32ページ、家庭児童相談の状況ということで、ここに養護相談、それから身体的虐待、心理的虐待、育児放棄、DVといろいろ相談に来ているという件数がのせられています。この数字を見て、実際に相談まで至らないものもあるわけで、ちょっと厳しいなという印象を私は持ったのですが、実際に相談を受けた立場の行政のほうから見て、どのような課題というかそういうものが、平成25年度の事業の中であったのか。それはやはりどのように解決していこうという考えで平成26年度臨んでいるのかというところを確認したいと思いますので、お願いをいたします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、学童の指導員の充足状況ということでございますが、正直言いますと毎年これについては苦慮する場合がございます。平成25年度の場合も実は直近になってやめられた方がおまして、それで当時の事務局のほうではかなりあちこちいろいろ心当たりを探した経緯がございます。

今の状況ですと、とりあえず充足しているのですが、ただ問題は、小学生で障がいの方が今いらっしゃいます。その方が学校にいる場合は介助員の方が見ているわけですが、それから学童に移られる場合に、その介助員の方が最初1回は来てもらったこともあるのですが、介助員のほうから一応それについてはちょっと遠慮させてもらいたいという申し出もありました。正直言いますと、そういった方がまた増えていらっしゃいますので、そういう意味で言うところについては、NPOの法人のほうと私どもと一生懸命になって探している状況でございます。

ただ、これも根本的な解決策というのはございませんので、ただいま検討しておりますが、これも毎回言われておりますけれども、例えば賃金ベースも含めたりしてどういった対応が一番いいのか、そのあたりも考えながら毎年検討しているような状況でございます。まことに申しわけございませんが、ただ、今のところは順調に進んでいるとご理解いただければありがたいと思います。

それから、家庭相談の件でございますけれども、正直言いますとこれも解決できる問題はかなり少のうございます。そこで相談をして解決できれば一番これは問題ないのですが、やはり家庭の問題とか、あるいはここにもありましたけれども例えば心理的虐待とかいろいろございます。私ども市の担当としますと、当然児童相談所と一緒に活動しながら、それから例えば学校の子どもさんであれば学校へ行って先生方とお話をするとか、常にそういった周囲の環境、それからかかわる人たちと一緒に相談したり、あるいは対応策を考えているわけです。けれども、無事に解決したというのは、なかなか難しい問題がございます。平成25年度も一応児童相談所とかかわっている中で保護処置をした方も2人ほどございます。これは児童相談所が独自にされる方については、私どもに情報が入りませんので、あくまでもこれについては私どものほうのかかわりになってきますけれども、そういった状況がございますので、非常に難しい状況であることはご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 20番・腰越 晃君。

**○腰越 晃君** ありがとうございます。学童保育については、やはりこういう言い方は悪いかもしれませんが、保育園よりも保育に欠ける子という、どうしても必要な子どもという、そういうほうが本当はいいのではないかと思います。障がいを持っておられて、介助員まで必要であると考え、ではその保護者、家庭というのはどういう状況になっているのか逆に心配になる、そういう問題でもあろうかと思います。何でもオーケーで受け入れていけば非常に際限なく大きくなっていくことでもありますし、大変なことはわかりますが、そこら辺のところの行政が面倒を見られる限界というのがあるのかどうか。ちょっとこういう聞き方はよろしくないかもしれませんが、これも一応は確認しておくべきだろうと思いますのでお答えを願いたい。

それから、電話相談、児童相談、これについてはやはりずっと変わらないというか、そういう問題であろうなという印象を受けるのですけれども、教育委員会それから市長部局の子育て支援課あるいは県の児童相談所というのがあるでしょうけれども、やはりそれぞれが一体的に取り組んでいくという形をもうつくっていかないと、なかなか難しいのではないかと。本当にもう子どもが減ってきておりますし、子どもたちが育つ環境というのも、こう言うては何ですけれども悪くなりこそすれ、よくなっているのではないかとこの心配もしているところです。けれども、やはり子育て支援、教育、県のほうでそういう児童相談があるのであれば、ある程度一体的な取り組みをやっていくというのも、市のほうから提唱していくべきではないかと思っておりますけれども、その辺のところの今後の展望についてお聞かせ願えればと思います。

**○議 長** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** 前段の件につきましては、私ども学童も全てを受け入れると言っているわけではございません。当然ながら保育に欠けるとというのが条件でございますので、その中に合致した中で、あるいはその中で家庭の事情等を考える、あるいは見た中で、どうしてもやはりこれは学童保育に入れざるを得ないのかなという方が多いのも事実でございます。

一般的に何であそこの家の子どもが行ったのかなと、たまにご指摘も受けるのですけれども、ただそれはそれなりにいろいろな事情があると私どもは見ておりますので、私どもはできる限りはそういった条件で、非常に困っている家庭であれば、何らかの形で入れて対応していくのがよいのかなと私は考えております。

それから2点目の件ですが、これは先ほどちょっと忘れましたが、実は家庭相談の例えば虐待とかあるいはDVとかを含めて、いわゆる要保護地域対策児童協議会というのがございまして、この中には郡市医師会の方、警察、学校の校長先生、今言った児童相談所それから市の調査の関係部局、保健課とか学校教育、子ども若者育成支援センターとか、そういった関係部局も一緒にその会議をしております。

その中で例えばこういった子どもさんに対してはどういった対応をとっていかうとか、あるいはそういった家庭の環境についてはどういう形でアクションを起こしていけばいいのとか、そういったことは日々検討したり、また、その協議会の下に実務者協議会というのがありまして、常にその問題に対しては協議をして、適切な対応を考えているということを今やって

おります。そこら辺ご理解いただければと思いますが。

〔「了解しました、終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点伺います。資料の13ページの国保についてお伺いします。いろいろ延滞金の問題とかあるわけでありましたが、この応能・応益割り、制度上の問題で申しわけないですけども、応能割りについては所得割ということで、前年度所得引く基礎控除ということですか。これについて子どもが、あるいは扶養者が幾らあろうが、それは加味されていないのですよね。ということは、生活を送るためには扶養控除というものが必要だということで、所得税では認められています。あるいは住民税でもそうだと思います。これは制度上そうだとわれればそれまでですけども、そういったことで大変なところです。

一方、応益割りということで加入者1人当たり、これは要するに所得のない子どもの人数分もこういう形で徴収されているわけでありまして……

○議 長 岡村議員何ページですか。

○岡村雅夫君 資料の13ページです。あと134ページの国保の関係でお伺いしているのですが、資料の13ページを見てもらうと今の説明がきちんとわかると思います。歳入歳出決算書の資料です。

そうしますと非常に納税が大変だというのが、これで高度成長の時代というのはそれでよかったかもわかりませんが、今は非常に所得が抑えられている中でこういったぎりぎりの部分の方々はなかなか大変だと思うのです。そういう点で制度上やむなしということで、したがって徴収させていただくということだと思っております。私はこれから子育て支援だのあるいはいかに負担を軽くしていくかと考える中で、国保のこの分を何らかの形で補填できるような仕組みをつくらないと、国保自体の徴収事務がなかなか大変になるのではないかと思っているのですけれども、所見を伺いたしたいと思います。

もう1点は158ページです。同じく子育て支援ということで、子ども医療費の問題であります。先ほどの先輩のとちよつとかぶりますけれども、中学卒までという形で、今後、他の市町村では高校卒業までとか中卒まで、あるいは段階を追って一部負担もひとつ補助をしていこうという動きがあるようでもありますけれども、これから市としてどういうことが的確な子育て支援になるのか。あるいは、昨今私は言われたのですけれども、南魚沼市に来て医療費が無料だと思ったら無料ではなかったという形を、確かに4歳までは無料ですけども、そういう言い方をされる方がいるのです。よそで暮らしてこちらへ来て、小学生、中学生の方ですけども。そういうことがよそでは動きがあるようでもあります。そういう点で今後どういう考え方をされるのかというあたりを、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 後段の子ども医療費の件であります。ご承知のように5歳の誕生月まで全額無料というのは、県内では私どものところだけです。そして、中学生までは大体今助成をやっている。ただちよつと、聖籠町さんが非常に財政が豊かだということもあって、ある意味突

出している部分はあるようであります。私はずっと前から申し上げておりますように、子どもの医療費は、これは統計上ですけれども5歳までで相当費やしていると、そこに手厚い支援をするという意味で5歳まで無料ということに踏み切っているわけであります。これが全部平均化されて、小学校になっても中学になっても医療費は大体生まれたときからほとんど段階的に同じだということであれば、それは無料のほうをやめて、では中学から今度は高校まで延ばすとかは考えられますけれども、やはり少子化対策ということもありましょうが、私は今の制度が少なくも新潟県下ではトップの制度だと思っておりますので、今これを変えていこうというつもりは当面はございません。

そして、ここに婚姻届に来まして、私のところに来て、私がいるときはお祝い状を渡すわけですけれども、皆さんほとんどの方が、子どもの医療費がこれほど充実しているとは思いませんでした。ただだと思って来たなどという人は全然いませんでした。それは転入された方はわかりません。どこで中学生まで無料で受けていたのか、南魚沼に来たら無料だということを知ったのかそれはわかりませんが、もう若い方は、本当に生まれて5歳までの子どもの医療費を無料化してもらおうなど、こんなにすばらしい制度があるとは知りませんでしたという方がほとんどでありまして、私がお祝い状を渡すときの自慢の種になっているわけです。これはしばらく今のままででき得れば継続させていただきたいと思っております。

○議 長 市民課長。

○市民課長 国保の課税の中身であります、所得割と均等割の関係です。確かに所得割の算定の中には、扶養控除の部分というのは引かれる前の数字であります。いわゆる総所得ですね、いろいろの所得控除を行う前の総所得から基礎控除の部分33万円を引いた金額が、課税対象金額になるわけであります。旧ただし書き所得と業界では呼んでおりますけれども。昭和36年ぐらいに考えられた制度だそうで、それ以来変わっておりません。この点も問題があるとおっしゃられればそのとおりかもわかりません。その点、扶養人数に応じて課税額を調整する制度、ご存じのとおり軽減制度があるわけであります。その軽減、何人いらっしゃる掛ける幾らでこの平成26年度も軽減額を拡充といいますか上げたわけですけれども、そういう形での調整が行われているということをご理解いただきたいと思えます。

この旧ただし書き所得の課税に関しては、今の国保の審議会が国で行われておりますけれども、そこでの議論の中には余り入ってきていないように思います。我々も制度上、これは平成24年度で旧ただし書き所得に統一するという形が出されておりますので、我々でも手が出せない問題でありまして、これに沿って課税をさせていただいておると。ただ、軽減の中で世帯人数については軽減を図っていくということをご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 4歳までは無料というのは県下トップです（「5歳」と叫ぶ者あり）これはもう公表されて非常に賞賛を浴びているところではありますが、さらにどういった手だてをしていくかというあたりが、これから他の自治体と足並みをどうそろえていくかということだと私は思うのです。そうした中で、その分をどこかにやるなどという話で、それはそれとして評価し

ているわけでありますので、そこをひとつはき違えないでぜひ前向きに子育て支援という形で、医療費がなかなか家計では大変です。私もお医者さんにかかってみてわかるのですが、数千円というお金が私でも3か月に一遍とかかかるわけでありますが、そういうのがやはり無料からそこにいく段階というのはかなり抵抗というか、負担感を覚えるものではないかと思っておりますので、徐々に改革をしていったらどうかと思います。

もう1点、国保の関係ですが、ただし書きで統一していくというのが国の方針で私もわかっていて話をしているわけであります。であるならば、軽減制度、それに見合った額であるかどうかということ。ちなみに、ではそういった扶養の数で軽減というのがあるならば、ほぼ見合った額かどうかというあたりをやはり示していただきたい。そうでないと、要するに所得のない人にも均等割があって、そして所得扶養控除もなしということでありますので、ダブルに負担が来るということではないかと思っております。ここでまだ軽減の部分については、所得の少ない人の軽減というのは私は理解していたのですが、扶養数で軽減というのは見合った額なのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 子育て支援であったり少子化対策であったりという部分は、いつも申し上げておりますように医療費だとか特定の部分ではなくて、トータル的な部分でどうこれに対応できるかということだと思っております。ただ、私は過度に全てあれも無料化、これも無料化ということはやはり避けるべき。そしてどうしても負担ができないという方については、きちんとそれは行政のほうで公助という意味の中でやっていくわけでありますから、あれも下げろ、これも下げろ、これも安くしろという、そういう議論には余りくみしないという私は信念を持っております。ですので、そこはちょっと違うところだと思うのです。それにしても過度に大きな負担で、本当にどうしようもないなどということにはならないように、総合的に調整はしてまいりたいと思っております。

○議 長 市民課長。

○市民課長 負担軽減、保険税の軽減の関係で、扶養に見合った金額であるかどうかというご質問でありますけれども、見合った金額というのは幾らぐらいのことか、岡村先生が想定していらっしゃる金額というのはどのくらいなのか我々ではちょっと想定ができませんが、いずれにしても国保税で軽減が出来ますのは、応益割りの部分だけであります。所得割の部分の軽減はありませんので、いわゆる先生がおっしゃるように、低所得者の方々の方々の部分の軽減でしかありませんが……（「扶養数の軽減が」と叫ぶ者あり）扶養数の軽減という意味で申し上げたものではありませんので、軽減の考え方の中に、世帯員が何人いるから1人幾らで勘定するとこれだけの所得以下の方は5割だとか、7割だとかという軽減になるわけでありまして、1人当たりがそれで幾らの軽減になるという、見合った金額がどうかという算定ではそもそもありません。

ただ、つけ加えて申し上げますけれども、なぜ国保がただし書き所得で算定をせざるを得なかったか。ご承知だとは思いますが、いわゆる本課税、本則方式と言いますけれども、

全ての所得控除が終わったあとの市民税に係る課税対象額で国保税を掛けたとしますと、非常に対象者が少なくなってしまうと、これだけなのです。そうすると、課税額を持っている人だけに集中的に高い金額がかかってしまう。それを分散するための1つの方策であったはずであります。そのことは所得が下がってきた今でも現実が変わっていないと、この点をご了解いただいて、この制度を平成24年になって統一したという国の考え方もご理解をいただきたいところであります。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。押し問答にならないようにお願いします。

○岡村雅夫君 今、両方に言えることは、とことん困ったときには制度があるとか、あるいは国保で言えば軽減で7割ありますよということです。そこに至らないようにどう手当てをして安心して住んでいただけるかというのですが、そこが分岐点のようです。私は今の実情からすれば、医療費の問題あるいは国保の問題は、かなりの所得がある方でも重税感があるということが問題だと思っているのです。そうすることによって、それはやはり所得の差があっても、あるいは経済的な違いがあったとしても、やはり低所得者がそれなりに納められるお金というのは、お互いそういう環境になるということ、ノーマライゼーションですよ。そういうことだと思いますが、市長は常にそういうことしか言えないということかと思いますが…

○議 長 岡村議員、ここは一般質問ではないのですが。

○岡村雅夫君 ぜひ、検討の1つとしてやっていただきたいと、こういうことです。

○議 長 質疑の途中ではありますが、休憩といたします。再開は3時45分といたします。

[午後3時31分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後3時45分]

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ページ数がわからないので後で教えていただきたいのですが、ひとり親世帯で昨年行政の指導をいただいて、今年度の保育料のことをやってきたという方がいました。今年度に入り、無料だったのが数か月は実は1万円かかるのだという事例がありました。それをやっているうちに実は平成25年度分に過払いがあったということを知っています。そういった具体的な事例が何件ぐらいあるのか、また、困ったようなことが発生しているのかお聞かせいただきたい。それと、そういった過払いが発生したときに、滞納ですとだるまになってペナルティがあるわけですが、利息というものがどうなのか。それがどのページにこういうのが書いてあるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 この過払い、これは平成25年度の決算の中には入っておりません。今、議員ご指摘の問題については過日の問題だと思うのですが、実は保育料算定に当たって所得の把握が間違っていたということで、本来無料になるべきところを保育料として算出された。平成25年度それから平成26年度という形で、今回お話をさせていただきましたので、平成25年度

の計算の中には入っておりません。

それから、この事例につきましては、私が知っている限りではこの1例でございます。ほかにはちょっとないと思うのですが、一応こういうことに関しては、私ども真摯に対応させていただきまして、今回利息相当ですか、それについてはまことに申しわけございませんが、あえてそれについては還付加算金という形ではしなくて、そのかわりにお返しをさせていただくということでお話しさせていただきました。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そのひとり親の方は生活弱者ですので、去年のそういった指導を受けて今年度に臨んだというか、その予算になるわけだったのですけれどもそうならなかったと、過払い金があったということでありまして。けれども、過払い金というところすごくうれしいと思うのですが、それはいろいろな精査の時期がそうだったので、その仕組みでそうなっているのかもしれませんが、多分本人からすれば行政に対しては非常に不信感を持ったと思います。

その中で、「1例しかないと思う」ではちょっと困るので、ないのだったらないで結構ですけれども、これが去年のことがその辺でわかったので、言われていなかったらもっとわからなかったのか。そういうことが具体的に1年後、2年後にあったけれどもわかりませんでしたというのがあるのか。それと今言ったペナルティはあるのですけれども、そのときにもし困窮していても、それでも去年の時期に納めていた方だったと思うのです。それをやはりどう整合性と謝っていけるかというのが一番のポイントかと思うのですけれども、それについて担当部も、それに市長もお言葉があったらいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 税も含めて本来行政にあってはならないことが発生しているわけでありまして、これについては私の指導不足、監督不足ということで心からおわびを申し上げるところであります。100%ないものと確信をしながら事務は進めてきているわけでありまして、チェック不足、これらについてそういう事例が発生しているということでありまして、これは本当にその方には申しわけなく思っているわけでありまして。

利息的な部分を徴収する、あるいは還付をするということについては、法律等に基づいてやらせていただいておりますので、今回のものをちょっと私が具体的な部分をまだ把握しておりませんが、まことに申しわけなかったの一言であります。担当課長のほうからもう少し詳しいことがわかれば、それはまた今説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほど私が「思う」という言い方をしてまことに申し訳ございませんでしたが、その方と同じような取り扱いがあった方がもう1人いらっしゃいましたので、それで確認をしましたら、その方については間違いはなかったと。したがって、今回その該当の方お1人のみだったということで考えております。ただ、そういったことが今、市長が言われましたように、私どももないと確信をしているつもりですが、もし万が一そういうことがあったとすれば、当然再度また確認をしたいと思っておりますけれども、今のところはそういった事例に

関してはございません。

それから今言った利息に相当する分につきましては、今のところ私どもはまだこれから――9月ですから今月は終わったと思うのですが、それについては一応ご本人とお話をした中에서도、そこまではちょっと私どもの考えが至りませんでしたので、もう一度再度確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 それは、やはりいろいろことしのことがわかって過払いが出てきたのか、そうではなくてもそういうところはしっかり見ているのか。その点だけをもう1回答弁をお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 この件につきましては先ほど議員さんがおっしゃいましたように、ご本人が昨年の時点ですが、そこでもって窓口でそういうお話をして、それでいいのですねという確認で過ごしてきたと。したがって、その中でご本人が、なぜそこで払わなければいけないのかという疑問を投げかけていただいたものですから、私どもは気がついたということでございます。本当に私どものチェックミスということになりますので、これは私どもがそこで気がついてしたものではなくて、あくまでもご本人からそういう申し入れがありまして、それを調べたということでございます。

○議 長 あと何人おりますか。22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 やる気はなかったのですが、ちょっと関連で。私もそういう話を聞いたことあるのです。全然違いますけれども、私のときは多分相談してきたのは、学童保育だと思ったのです。学童保育でもうやめているのに引き落としがあったという話があったのです。いや、大丈夫ですよという話だったのですけれども、後でやはり間違えていましたというのがあったのです。そういうのをしっかりチェックしているのかどうかだけ、どういう体制になっているのか。当たり前のことですがけれども、前の12番議員のがあったので、ちょっとそれだけは聞かせていただきたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 当然、学童保育につきましても口座引き落としの場合は、誰々が入っています、あるいは未納ですという形でもってチェックをしているつもりでございます。そこでそういった事例があったということになりますと、本当にその当時、ちょっとミスであったということでございます。そういうことのないようにチェックはしてはおりますが、そういうことがあってその方については、本当にご迷惑をおかけしましたということで、もうそれ以上ちょっと申し上げることはございませんけれども、また今後そのようなことのないように、厳重にチェック体制をきちんとしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 164ページの一番下の欄、保育園児童管外保育委託料について、これはどこへ支払うのか、どこに委託をするのかということをお伺いしたいと思います。

次の166ページの下から2段目、丸の児童福祉補助・負担金事業の日本スポーツ振興センター負担金70万2,000円というのがありますけれども、これはどういう目的の負担金でしょうか、ちょっと教えてもらいたい。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず第1点目のことですが、これは南魚沼市の児童を例えば市外の保育園にお預けをすると。親御さん等の職場が市外で、その際子どもさんをその当該市外の保育園にお預けをするというときに発生するものです。平成25年度現在では児童数が18人で、魚沼市、十日町市、津南町、長岡市、新潟市それから長野県の高山村、それからあと宮城県に大崎市というのがありまして、7市町村のほうに委託をしていると。それについて発生する委託料でございます。

それから、2点目の件ですが、これは保育園で例えばけがをしたとか、よく子どもさんは遊びますのであちらこちらにぶつかってけがをしたとか、そういう場合にここの日本スポーツ振興センターというところに私どもが負担金を払います。これは各保護者、それから市と折半で大体やっているのですが、そういった事故に対してそこから医療費等が出るということになっております。この医療費を使いますとご本人の負担はゼロになりますし、そういう形でもってお支払いしている金額でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。1点目は6番議員の関連ですが、なじよもネットのことです。多分この制度も五、六年が過ぎていると思いますが、なかなか広がりが無いということで、一番聞いていて残念に思うのは、買い物に連れて行ってくれという要望が多いということでもあります。1つはお年寄りの生活のそういう不便を補うという意味と、あとは楽しみを持つということで車に乗せて買い物に連れて行く。NPO法人にすればそれが青ナンバーを取るとは可能と聞いておりますが、市のほうではそういうことに対しての準備と申しますか、手だてはあるのかどうか。これが1点目です。

もう1点は160ページの上段になりますが、不妊治療のことです。56件の延べ対象があったと聞いていますが、この成果とそれから、例えば不妊治療と言ってもいろいろな種類があるわけですが、これは例えば単価による制限とかそういうのを設けているのかどうか。これを1つまず聞かせてください。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1点目のなじよもネットの関係で、買い物のことについてでございますが、確かに買い物を代行でさせていただくという部分では対応させていただいているかと思っておりますが、依頼者を乗せて買い物に連れて行っているのかの部分にはちょっと把握していないので、済みません、ちょっと答弁のほう控えさせていただければと……。車に同乗させて買い物のほうに連れて行けるのかどうかという部分をちょっと把握していないので、調べて回答させていただきたいと思っております。

○議 長 保健課長。

○保健課長 不妊治療医療費の件でございますけれども、先ほど部長のほうからも話がありました。去年は46件の申請がありました。成果といたしましては、そのうち15件に妊娠がございました。成果としてはそういうことでございます。

それから、助成費の制限ということでございますけれども、特定不妊治療ということでありまして、まず1回8万円、年度2回以内ということで通算5年を上限に補助をしております。

それから人口受精についても市のほうは補助をしております。これは1回3万円、年度内1回ということで、通算2年間を上限に助成をしております。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 買い物代行ではなくて、買い物に同乗して連れて行くと。これについてはNPOにすれば青ナンバーを取ることが多分可能だと思っています。そういう先進地を見てきたものですから聞いているわけでありまして。そして、市内にそういうような準備も、担当の外郭団体であるやに聞いておりますが、そういうのに対しての後押しというかがあれば、非常にこの制度というのはこれから生きてくると私は思っていますが、その辺についての取り組みを聞かせてください、ということでありまして。

2点目であります。今、人工授精についても支援がそういう形であるということは、資料にもある程度あるわけでありまして。私も実は生き物商売をやっていた関係上——かつては夫婦の10組に1組が不妊の悩みがあるということでしたわけですが、最近はこの7組に1組ぐらゐの割合で高まっていると聞いています。中でも男の精子のほうにいろいろな形で不備が出てきていると聞いております。

年度内に1回というその辺の数の制限、それから、どういう原因で精子のほうにその異常が出てきているかということの——これはある意味食生活とかいろいろなことを言われています。その辺のことはお医者さんの範囲でしょうけれども、そういうことの助言と言っては変だけれども、その辺の情報提供ということは考えておられるかどうか。それもあわせて聞かせてください。

○議 長 福祉課長、ちょっと大きい声でお願いします。

○福祉課長 なじよもネットの車に同乗して買い物に連れて行かれるかという関係でございますが、こちらは道路運送法のほうで若干でも料金を徴した上で同乗させますと違反ということでございますので、現時点では難しいという形になっております。先ほど議員が言われたように、NPO法人で青ナンバーでの対応ということでございますが、こちらのほうはそういう先進地的な事例を含めて、また受け入れ団体をどうするかという部分も検討しなければちょっと対応ができない部分でございますので、今後、若干調査の上検討してまいりたいと思っております。

○議 長 保健課長。

○保健課長 年度内に数回という制限があるというご質問でございましたけれども、医学的なことは私は今ちょっとわかりませんので、恐らく考えるに1回の治療でその経過を見たりし

て、できるようなそういう回数が恐らく1年度内2回とか3回とか、そういうことが一応適当ではないかということがあるのではないかと推測をしています。

それから、後段については、男性側の原因というようなことでございましたけれども、その部分については保健課のほうでは分野的にちょっとわかりませんので、ここでは回答を差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 なじょもネットの買い物の搬送のほうですが、これは実はそういう動きが、問いかけがあります。ありますものですから、よく連携を取りながら、早めに取り組めるものであったらこれを実現してほしいと思っています。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第3款民生費に対する質疑を終わります。

○議 長 第4款衛生費の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 4款衛生費についてご説明申し上げます。決算書の169ページ、170ページをお開きください。1項保健衛生費、1目保健衛生対策費でございます。最初の丸、保健衛生対策費一般経費は保健課の経常経費ですが、前年度とほぼ同額の206万円の決算となりました。次の丸、保健対策推進事業費は健康推進員及び食生活改善事業等に係る経費で、保育園給食献立作成支援システム委託料を民生費、保育園経費に移したことによりまして、前年度より4万7,000円減の98万円の決算となっております。一番下の丸、母子保健一般経費は母子検診指導及び離乳食教室に要する消耗品の購入が主なもので、リーフレット等の印刷費用の減によりまして4万円ほどの減額となりました。

次の171、172ページです。最初の丸、母子保健事業費は乳幼児健診・妊婦健診及び指導に要する経費で、前年度より229万円減の5,165万円の決算となりました。これは妊婦、乳幼児健診の受診者数の減による健診委託料及び助成費等の減額によるものです。次の丸、歯科保健対策事業費は1歳、2歳、2歳半の歯科検診事業や虫歯予防教室等に係る経費で、検診体制のスリム化によるスタッフの減、フッ化物塗布、洗口用の消耗品や薬剤等の減により、49万円減の621万円の決算となりました。

次の丸、自殺予防対策事業費は、新潟県地域自殺対策緊急強化事業の補助金を受け、講演会、研修会、職員研修、ラジオ放送などによる予防啓発や相談事業に係る経費に充てているもので、講演会、研修会の計画変更などにより前年度比13万円減の39万円の決算となっております。一番下の丸、公衆浴場存置事業費129万円は、六日町温泉公衆浴場企業組合に対する運営補助であります。湯沸し料相当として温泉使用料の5分の4を補助するもので、年度途中で温泉使用料の減額がありましたが、正規の12か月分の補助となったため29万円の増となっております。

はぐっていただきまして173、174ページです。健康診査事業費となります。最初の丸、健康診査一般経費は各種健診事業や指導事業の経常経費ですが、消耗品の減額により14万円減の83

万円となっております。次の丸、住民健診事業費は基礎健診以外のがん検診等各種健診事業に係る経費で、前年度より6万円増の6,250万円の決算となっております。これは前年度に受診者数が減少しました子宮頸がん・乳がん等の受診者数が増加したことにより、委託料が158万円ほど増えましたが、胃がん・大腸がん検診の受診者数の減による魚沼地域胃集団検診協議会負担金の減、それから健診日の調整による市民会館の会場使用料の減などによる増減の結果です。主な健診結果につきましては、肺がんが7,850人で406人減、胃がんが3,828人で184人の減、大腸がんが6,705人で33人の減、一方子宮頸がんが2,589人の受診で244人増、乳がんは2,388人で190人増でした。

次の丸、基礎健診事業費では基礎健診受診者の減少などにより、30万円減の853万円の決算となりました。減額の原因は受診者数の減によるものです。国保、後期高齢者等を含めた市の健診会場で受診された方は、前年度より345人少ない7,622人でした。次の丸、健康教育事業費は、健康教育の講師の謝礼や健康教室等の消耗品費で教室数の増や栄養教室に使用するフードモデル等消耗品の購入により11万円の増となりました。その下の丸、健康診査補助・負担金事業は前年と同額です。3目予防費です。一番下の丸、予防対策一般経費24万円は予防接種事業の経常経費であります。

はぐっていただきまして175、176ページ。最初の丸、予防対策事業費ですが、結核や感染症などの予防接種に係る経費で、前年度より3,022万円減の1億4,438万円の決算となりました。減額の主な内訳は、1行目の医薬材料費の2,124万円減及び3行目の予防接種委託料の1,167万円の減です。これは平成25年6月に国から子宮頸がんワクチンの接種の積極的勧奨の差し控え通知があり、それに倣ったことによるもの、及びポリオと三種混合が四種混合に切りかわったことによる合計額の減が主な内容です。

同じページ下の段、4目医療等対策費です。最初の丸、農村健診センター費は、健友館多目的ホール等の使用負担金として病院事業会計へ支払うもので、健診方法の変更により利用回数が18回減り前年度より5万円減額となりました。次の丸、中之島診療所費は運営資金貸付金が500万円減の2,000万円となったことなどにより、534万円減の2,959万円の決算となっております。なお、年間利用者数は前年度より82人増え、1日平均83.5人の2万2,045人でした。

次、177、178ページをお願いします。丸の休日救急診療所費は、前年度より31万円増の4,054万円の決算となりました。年間65日の開設で利用者数は、前年度より100人減り1,725人、1日平均26.5人でした。

続きまして179、180ページをお願いします。最初の丸、病院事業対策費特別会計繰出金は、病院事業会計への補助及び城内診療所特別会計への繰出金で、大和病院事業会計補助金では通常の補助金が1億1,542万円減の4億4,002万円、新市立病院整備事業分を出資金から補助金に移し、前年度比747万円増、城内診療所特別会計につきましては、前年度比556万円減の補助金であり、合計で1億1,351万円減の5億8,280万円の決算となりました。

次の丸、新市立病院整備事業費は、平成24年度の総合的保健医療体制整備事業費にかわる新しい項目ですが、病院事業会計からの受託分の新市立病院建設に伴う調査、土地購入費、保証

費及び用地整備に係る工事費の3億1,855万円に、県病院局からの受託分の仮設駐車場整備に係る工事費1,981万円を加えた3億3,836万円の決算となりました。次の丸、地域医療再生基金事業費は、県の地域医療再生基金事業の補助を受けて行ったもので、地域医療研修コーディネーター育成事業や講演会、市の健康推進研修、啓発などの事業に係る支出になっております。コホート調査の配布回収に要した報償費250万円が皆増となったため、前年度より254万円の増となっております。

次、181、182ページをお願いします。一番上の丸、地域医療連携支援事業費は、地域医療連携ネットワーク構築整備のための新規計上費用で、「うおぬまマイネット」加入促進のための臨時職員人件費が主な内容です。次の丸、総合的保健医療体制整備事業費、繰越明許分は、新市立病院の実施設計業務委託料で9,096万円の決算となっております。最後の丸、病院事業対策費、特別会計繰出金、繰越明許2,276万円は、新市立病院整備事業費の合併特例債分を病院事業会計に繰り出したもので皆増です。

以上、1項保健衛生費の歳出合計は13億9,494万円で、予防費3,000万円ほどの減額がありましたが、新市立病院整備事業費を含む医療対策費で1億7,000万円ほどの増があったことによりまして、前年度比11%、1億3,846万円の増額決算となりました。以上、1項保健衛生費の説明の説明です。説明を市民生活部長に交代いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは4款2項1目環境衛生費を説明させていただきます。

183、184ページをお願いいたします。環境衛生費、対前年度345万円の増となっております。最初の丸、環境衛生費一般経費、対前年度98万円減、有害鳥獣特別捕獲員報酬は32万円の減、理由としましては、クマの出没に伴う捕獲員出動の指示回数が減ったためでございます。次の丸、公害等対策事業費、対前年度56万円の減、前年度に行ったシステム導入経費65万円が皆減となったための減額となっております。次の丸、地盤沈下対策事業費、前年度比56万円減、一番下の水準測量委託料は、地盤沈下区域内の地盤沈下を監視するため総延長22キロメートルの標高を毎年度測量しております。続きましてカーボンオフセット制度活用事業費、新規事業となっておりますが17万円となっております。名水の森クレジット1,438トン売却するための準備に要した経費です。

続きまして185、186ページをお願いいたします。新エネルギー等普及促進事業881万円、こちらにつきましては事業新設となっております。太陽光発電システム設置者に対して1件上限30万円で30件分助成いたしました。次、有害鳥獣対策事業費21万円、こちらにつきましても事業新設となっております。狩猟免許取得者7人に対して必要経費の2分の1を助成いたしました。次、環境衛生補助・負担金事業200万円の減、前年度に平成23年度新潟福島豪雨により被災した3つの共同墓地につきまして復旧の補助を行っていたものが皆減となったものです。

続きまして2目斎場管理費、前年度比171万円増となっております。指定管理委託料が167万円増額となっておりますが、指定管理につきましては第1期として平成22年度から3年間行い、平成25年度から5か年間を第1期と同じ会社を指定いたしました。炉関係の機器の保証メンテ

ナンスの期間が終了したことから、機器保守点検委託料が増額いたしました。また、小動物炉の利用料約 200 万円を管理者の収入としたことにより差額分が増額となったものです。

4 款 3 項清掃費、1 目清掃総務費、前年度比 9,162 万円減の 9,213 万円と大幅な増額となっています。前年度は 6 款 1 項の農業費と 8 款 4 項の都市計画費に分けて計上していた戸別浄化槽事業の繰出金 9,029 万円を、科目に一本化し支出しております。最初の丸、清掃総務費では、印刷製本費でごみ処理カレンダー保存版を改訂したことから 134 万円増となっております。次の丸、戸別浄化槽事業対策費は、対前年度 3,578 万円の増です。繰り出し基準に基づく額、及び浄化槽使用料を持って賄えない経費の合計額を下水道特別会計に繰り出したものです。

2 目ごみ処理対策費、前年度比 1,051 万円増、2 億 2,195 万円となっております。ごみ処理費各費目とも前年度とほぼ同額となっております。

187、188 ページをお願いいたします。ごみ減量化推進事業費は対前年度 165 万円減、減額の主な理由は、前年度に行ったディスプレイ関係の調査費 148 万円の皆減によります。次の丸、魚沼市ごみ処理委託事業費、魚沼市ごみ処理事務委託料が 1,210 万円の増額となっておりますが、過年度分の清算及び魚沼市のエコプラントの大規模修繕工事の元利償還金分の返済が始まったことによる増額です。

3 目し尿塵芥処理施設費、対前年度 1,095 万円の減、繰越明許費 1,372 万円は、不燃ごみ処理施設整備事業において年度内に完了しなかった排水路ポンプ設置工事の実施設計委託費です。事故繰越 1,800 万円につきましては、6 月定例会で報告いたしましたとおりバグフィルター性能が仕様を満たさなかったことにより、交換が必要となり年度内に終了しなかったものです。

1 番目の丸、廃棄物処理施設一般管理費は、前年度比 1,495 万円の増、6 行目、修繕料は車両や各処理機器、建物の修繕などで、対前年度 38 万円の増となっております。

189、190 ページをお願いいたします。上から 2 行目の指定袋保管配送業務委託料ですが、1,481 万円増の 3,143 万円となったことが目全体の大幅増額の要因です。中国等の情勢不安から製作費が高騰していること、また安定供給に不安があるため在庫を 3 か月分増やすこととし、15 か月分を確保したことによります。次の丸の 2 行上、環境保全協力金は、飛灰埋め立てのため環境保全金として受け入れ先の米沢市に支払っているものです。し尿等処理施設運営費は、対前年度 568 万円の減、燃料費が対前年度 881 万円の減となっております。年々処理量の減少により重油購入量が減少しています。光熱水費の電気につきましては、9 月以降の値上げにより 326 万円の増となっております。

191、192 ページをお願いいたします。備考欄最初のし尿汲取業務委託料が、460 万円ほど減額となっております。収集量が年々減少していることによります。処理業者の急激な経営悪化を防ぐため、平成 26 年度から 4 年間は定額制とさせていただいております。次の丸、し尿処理施設整備事業費は対前年度 278 万円の増、処理施設定期修繕工事費が 248 万円増となっております。次の丸、し尿等受入施設建設事業費は、平成 25 年度から県の流域下水道六日町浄化センターへのし尿等の直接投入に係る施設整備に関連する予算を一括整理するため事業を新設いたしました。用地測量については、施設建設用地を県から取得するための準備、調査委託料は生活

環境影響調査、都市計画決定が必要ですので、図面の作成を行いました。環境整備補助金は、施設建設に同意をいただきました地元の環境改善のため、欠ノ下公園に設置してある遊具等の修繕に助成を行いました。次の丸、可燃ごみ処理施設運営費は、前年度比 980 万円の減、燃料費が対前年度 438 万円の増となっています。処理量は年々減少していますが、LPG の単価が前年度に比べて 13%程度高騰したことによります。電気料は 599 万円の増、9 月以降の値上げの影響です。し尿塵芥処理薬品費が 530 万円減額していますが、処理量の減によるものです。

193、194 ページをお願いいたします。備考欄最初の環境測定料 1,064 万円は、前年度と同様の内容で飛灰の放射能の影響調査も引き続き行っております。7 行下がって飛灰処理業務委託料が 301 万円減、前々年度東日本大震災の影響で飛灰処分を一時ストップしていたものを処分したことにより増額いたしました。その下、廃棄物処理業務委託料 149 万円の減、選定枝等の無料回収が主なものですが、持ち込み量が減少したことによるものです。4 行下がって運転管理業務委託料は、前年度とほぼ同額となっています。前年度に支出のありました飛灰キレート処理の関係で、破砕機の借上料 231 万円は皆減となっております。

次の丸、可燃ごみ処理施設整備事業費は、対前年度 1,043 万円の減、ごみ処理設備点検委託料は 1,226 万円の増額、発電設備の点検 9,513 万円、ボイラー室天井部の配水管更新などの内容となっております。2 行下がって施設修繕工事費 760 万円の減、各種コンペアーの更新、空気圧縮機工事などが主な内容となっております。その下、処理施設定期修繕工事費 9,529 万円は 1,474 万円の減、主な定期修繕箇所は、燃焼溶融設備、排ガス処理設備、スラグ処理、排出設備などとなっております。不燃ごみ処理施設運営費は、対前年度 1,290 万円の減。

195、196 ページをお願いいたします。備考欄中ほど不燃ごみ処理業務委託料 32 万円増、容器包装プラスチック分別仕分け業務等を、前年度に引き続き南魚沼福祉社会魚野の家に 533 万円で委託をしております。4 行下がって事故処理困難物処理業務委託料 261 万円増、低濃度 PCB 変圧器 3 台の処理を 276 万円で行ったものです。2 行下がりまして建設機械借上料 150 万円、その下の排水路ポンプ設置工事費 106 万円は、施設を水害から守るための予防対策として水中ポンプ 4 台を 6 月から 10 月まで設置いたしました。豪雨災害に伴った過年度国県補助金等返還金 1,673 万円が皆減となっております。不燃ごみ処理施設整備事業費は対前年度 975 万円の減、施設点検整備コンサルタント業務委託料が 517 万円減、これにつきましては、前年度に行った雨水排水計画検討業務委託料のほうに皆減となったものです。処理施設定期修繕工事費 5,126 万円は 481 万円の減、主な修繕箇所は破砕機、計量装置、磁気選別機などとなっております。次の丸、ごみ処理処分施設運営費 635 万円の増。

197、198 ページをお願いいたします。備考欄 4 行目、環境測定手数料 531 万円は、環境衛生センター関連施設環境測定、榊形山、宮、新堀新田最終処分場、清水不燃物埋立場の水質検査を行いました。4 行下がりまして施設維持管理業務委託料 427 万円は、榊形山最終処分場遮水シートの漏水検知及びホース除去装置のキレート樹脂交換などを行いました。その下、浸出水運搬処理業務委託料の 220 万円につきましては、平成 25 年 1 月の消雪配管が破損したことによるドーム内にたまった水の運搬処理費となっております。その下、施設改修工事費 533 万円は、

榊形山最終処分場の監視カメラの更新工事と消雪配管設備などの改修を行いました。

次の丸、環境衛生センター付属施設費は前年度 221 万円の増、指定管理者委託料 371 万円は、金城の里の下水道使用料相当分として 25 万円、及び可燃施設が定期修繕工事等で休止した場合に必要となった燃料費 345 万円です。定期修繕工事費として、老朽化して性能の落ちたボイラーを交換いたしました。次の丸、し尿等処理施設整備事業費、繰越明許ですけれども、こちらにつきましては、平成 24 年度に発注し調整の遅れから年度内に完了せず平成 25 年度に繰り越した、し尿等の直接投入に係る施設の基本設計業務が完了いたしました。

199、200 ページをお願いいたします。4 款 4 項 1 目上水道費は対前年度 1,403 万円、2.7%減の 5 億 1,254 万円、全て繰出基準に基づき水道事業会計へ繰り出したものです。高料金対策につきましては 7,341 万円の減、広域化対策分につきましては満額を繰り入れ皆増となっております。前年度繰り入れのありました基準外繰入金福祉減免相当額 2,500 万円につきましては、皆減となっております。以上で 4 款の説明を終了いたします。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定しました。

○議 長 次の本会議は、明日 9 月 17 日、午前 9 時 30 分から当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 4 時 29 分〕